

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市営住宅条例(平成9年条例第32号。以下「条例」という。)の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(名称及び位置等)

第3条 市営住宅の名称及び位置等は、別表第1に定めるとおりとする。

(住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための措置)

第3条の2 条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置は、住宅が次に掲げる基準を満たすこととなる措置とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(借上げの場合にあっては、同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準)。ただし、これらにより難しい場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5—1(3)の等級4の基準とする。

(2) 気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。)を行うこと。

(住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を図るための措置)

第3条の3 条例第3条の8第3項に規定する規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

(住宅の構造耐力上主要な部分等の劣化の軽減を図るための措置)

第3条の4 条例第3条の8第4項に規定する規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置とする。

(住宅の給水、排水及びガスの設備の配管に係る措置)

第3条の5 条例第3条の8第5項に規定する規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1(3)及び4—2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

(各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置)

第3条の6 条例第3条の9第3項に規定する規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸内の各部の移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第3条の7 条例第3条の10に規定する規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(通行の用に供する共用部分に係る高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第3条の8 条例第3条の11に規定する規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(特公賃住宅の公募の例外)

第4条 条例第5条第7号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる事由に係る者

ア 災害による住宅の滅失

イ 不良住宅の撤去

(2) 国が定めるシルバーハウジング・プロジェクトに係る福祉サービスの提供をする生活援助員(同居者である場合を含む。)

(入居者資格)

第4条の2 条例第6条第1項第1号に規定する規則で定める者は、高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱(令和3年告示第19号)の規定に基づき、当該者とパートナーシップ登録を受けた者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を除く。)とする。

(特公賃住宅の入居者の収入の基準)

第4条の3 条例第8条第2号の規則で定める基準は、収入が158,000円以上487,000円以下であることとする。ただし、入居者の世帯がおおむね昭和31年4月1日以後に生まれた者で構成され、当該入居者の所得の上昇が見込まれる場合には、収入が139,000円以上487,000円以下であることとする。

(コミュニティ住宅等の入居者資格)

第5条 条例第8条の2第3号に規定する収入の額は、条例第6条第1項第2号オに規定する金額とする。

(新規就農者住宅の入居者資格)

第5条の2 条例第8条の4第3号に規定する規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市税及び国民健康保険料の滞納がないものとする。

- (1) 市長が指定する就農に関する研修を現に受けている者
- (2) 入居決定の日からおおむね4月以内に前号の研修を受けようとする者
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けている者(以下「認定新規就農者」という。)であつて、現に就農しているもの
- (4) 入居決定の日からおおむね4月以内に前号の認定を受けようとする者であつて、現に就農しているもの
- (5) 第1号の研修の終了後5年以内の者のうち、現に農業法人等に常時雇用されているもの又は親族が経営する農業経営体において就農しているもの
- (6) 第3号又は前号に該当する者として当該新規就農者住宅に入居を開始した者であつて、引き続き農業法人等に常時雇用されている者その他現に就農している者

(特定目的住宅)

第6条 条例第9条第2項に規定する特定の目的のために整備する市営住宅(以下「特定目的住宅」という。)及び当該特定目的住宅に係る入居者資格の制限は、次に定めるとおりとする。

- (1) 母子・父子等世帯向住宅 次のいずれかに該当する世帯であること。
  - ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別し、若しくは離別し、又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないでひとり親になった者であつて、現に婚姻をしていないもの及び当該者が扶養する20歳未満の児童からなる世帯
  - イ 条例第6条第1項第1号クに該当する者及び同居親族からなる世帯
- (2) 高齢者世帯向住宅 60歳以上の者及び次のいずれかに該当する同居親族からなる世帯であること。
  - ア 配偶者
  - イ 18歳未満の者
  - ウ 条例第6条第1項第2号ア(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者
  - エ 60歳以上の者
- (3) 高齢者世帯付住宅(国が定めるシルバーハウジング・プロジェクトに基づき高齢者の生活特性に配慮して建設し、生活援助員による福祉サービスの提供を行う住宅をいう。) 次のいずれかに該当する世帯であること。
  - ア 60歳以上の単身世帯
  - イ 60歳以上の者のみからなる世帯
  - ウ 夫婦のみの世帯でそのいずれか一方が60歳以上であるもの
- (4) 心身障害者世帯向住宅 第2号ウの規定に該当する者のいる世帯であること。
- (5) 車椅子世帯向住宅 条例第6条第1項第1号イ(ア)の規定に該当する者のいる世帯であつて、その者が常時車椅子を使用しているものであること。
- (6) 単身者向住宅 条例第6条第1項第1号アからクまでのいずれかに該当する単身者であること。
- (7) 多子・大家族世帯向住宅 同居者に18歳未満の児童が3人以上いる世帯又は入居者及び同居者の数が6人以上でそのうち60歳以上の者若しくは第4号に該当する者のいる世帯であること。
- (8) 子育て世帯向住宅 同居者に中学生以下の児童がいる世帯であること。

(特公賃住宅の入居者の選定の特例)

第6条の2 条例第11条第4項に規定する特に居住の安定を図る必要があると市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳未満の同居する児童が3人以上ある者
  - (2) 前条第1号に規定するひとり親で、現に20歳未満の児童を扶養している者
  - (3) 入居者又は同居親族に60歳以上の者がある者
  - (4) 入居者又は同居親族が条例第6条第1項第1号アからクまで(オを除く。)のいずれかに該当する者
  - (5) 特公賃住宅以外の市営住宅の入居者のうち収入超過者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- (入居の申込み及び決定)

第7条 条例第10条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、様式第1号による市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。ただし、特公賃住宅への入居の申込みをしようとする者にあつては様式第1号の2による特定公共賃貸住宅入居申込書によるものとし、地域活性化住宅への入居の申込みをしようとする者にあつては様式第1号の3による地域活性化住宅入居申込書によるものとし、新規就農者住宅への入居の申込みをしようとする者にあつては様式第1号の4による新規就農者住宅入居申込書によるものとする。

- 2 前項の規定により入居の申込みをしようとする者は、申込書に入居しようとする世帯全員の収入を証する書面その他の入居者資格の判定に必要な書類(以下「必要書類」という。)を添付しなければならない。ただし、市長が認める者については、必要書類の添付を省略することができる。
- 3 前項ただし書に規定する者のうち市長が必要と認めるものについては、後日必要書類を提出しなければならない。
- 4 一回の公募において、一の世帯は、複数の入居の申込みをすることができない。
- 5 条例第10条第2項の規定による入居決定者への通知は、様式第2号による市営住宅入居決定通知書によるものとする。ただし、地域活性化住宅の入居決定者への通知にあつては様式第2号の2による地域活性化住宅入居決定通知書により、新規就農者住宅の入居決定者への通知にあつては様式第2号の3による新規就農者住宅入居決定通知書により、同条第3項の規定による借上げに係る市営住宅の入居決定者への通知にあつては様式第3号による借上市営住宅入居決定通知書によるものとする。
- 6 条例第10条第2項の規定による入居決定者への通知後であつて、かつ、市長が必要と認めるときは、必要書類を返還することができる。

(地域活性化住宅の入居期間に関する説明)

第7条の2 市長は、地域活性化住宅の入居者の決定に際し、条例第8条の3第5号の規定により入居することができる期間(以下この条から第7条の4までにおいて「入居期間」という。)を通知するものとする。この場合において、市長は、当該入居決定者に対して、様式第3号の2による地域活性化住宅の入居期間に関する説明書により当該入居期間の満了時に当該地域活性化住宅を明け渡すものとする旨の説明を行うものとする。

- 2 前項の説明を受けた入居決定者は、当該説明の内容を承諾したときは、様式第3号の3による地域活性化住宅の入居期間に関する承諾書を市長に提出するものとする。

(地域活性化住宅の入居期間の満了通知)

第7条の3 市長は、入居期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、入居期間が満了する旨を様式第3号の4による地域活性化住宅入居期間満了通知書により、当該地域活性化住宅の入居決定者に対し通知するものとする。

(地域活性化住宅の入居期間の延長)

第7条の4 市長は、入居者の異動等により、地域活性化住宅の入居者が新たに条例第8条の3に定める入居者資格を具備した場合においては、入居期間を延長することができる。この場合において、当該入居者は、前条の通知を受けた日から当該入居期間が満了する日の30日前までの間に、様式第3号の5による地域活性化住宅の入居期間延長申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき入居期間を延長することとしたときは、様式第3号の6による地域活性化住宅の入居期間延長通知書により当該入居者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による地域活性化住宅の入居期間の延長に当たっては、当該入居者に対して、様式第3号の7による地域活性化住宅の入居期間延長に関する説明書により当該入居期間の延長及び延長後の当該入居期間の満了時に当該地域活性化住宅を明け渡すものとする旨の説明を行うものとする。

- 4 前項の説明を受けた入居者は、当該説明の内容を承諾したときは、様式第3号の8による地域活性化住宅の入居期間延長に関する承諾書を市長に提出するものとする。

(新規就農者住宅の入居期間)

第7条の5 条例第8条の5の規則で定める期間(以下この条から第7条の7までにおいて「入居期間」という。)は、1年とする。

(新規就農者住宅の入居期間に関する説明)

第7条の6 市長は、新規就農者住宅の入居者の決定に際し、入居期間を通知するものとする。この場合において、市長は、当該入居決定者に対して、様式第3号の9による新規就農者住宅の入居期間に関する説明書により当該入居期間の満了時に当該新規就農者住宅を明け渡すものとする旨の説明を行うものとする。

- 2 前項の説明を受けた入居決定者は、当該説明の内容を承諾したときは、様式第3号の10による新規就農者住宅の入居期間に関する承諾書を市長に提出するものとする。

(新規就農者住宅の入居期間の満了通知)

第7条の7 市長は、入居期間の満了する日の6月前までの間に、入居期間が満了する旨を様式第3号の11による新規就農者住宅入居期間満了通知書により、当該新規就農者住宅の入居決定者に対し通知するものとする。

(新規就農者住宅の再入居の決定及び手続)

第7条の8 市長は、新規就農者住宅の入居者が引き続き条例第8条の4各号に掲げる入居者資格を具備している場合においては、再度入居決定を行うことができる。ただし、当初の入居開始の日から通算して6年を超えることはできない。

- 2 新規就農者住宅の再入居に係る手続は、第7条、第7条の6、前条及び次条の規定を準用する。

(入居手続)

第8条 条例第13条第1項第1号に規定する請書は、様式第4号によるものとする。ただし、地域活性化住宅への入居決定者にあつては様式第4号の2によるものとし、新規就農者住宅への入居決定者にあつては様式第4号の3によるものとする。

- 2 市長は、[条例第13条第3項](#)の規定により入居決定者に係る市営住宅の入居の決定を取り消したときは、[様式第5号](#)による市営住宅入居決定取消通知書により、当該入居決定者に通知するものとする。
  - 3 [条例第13条第4項](#)の規定による通知は、[様式第6号](#)による市営住宅入居可能日通知書によるものとする。  
(異動等届出書)
- 第9条 [条例第14条](#)の規定による届出は、[様式第7号](#)による市営住宅入居者等異動等届出書によるものとする。  
(同居の承認)
- 第10条 [条例第15条第2項](#)の規定により同居の承認を得ようとする入居者は、[様式第8号](#)による市営住宅同居承認申請書に当該同居をさせようとする者の収入を証する書面を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該承認を得ようとする者が特公賃住宅、地域活性化住宅又は新規就農者住宅の入居者である場合にあっては、その添付を要しない。
- 2 市長は、[前項](#)の申請に基づき同居を承認したときは、[様式第9号](#)による市営住宅同居承認通知書により当該申請に係る入居者に通知するものとする。
  - 3 [条例第15条第4項](#)に規定する規則で定める改良住宅は、[別表第1](#)に規定する改良住宅(東石立町市営住宅及び北竹島町市営住宅を除く。)とする。
  - 4 [条例第15条第4項](#)に規定する規則で定めるものは、小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について(平成14年3月29日国住整第1236号国土交通事務次官通知)による廃止前の小集落地区等改良事業制度要綱(昭和57年4月5日建設省住整発第26号建設事務次官通知)第13第1項各号に掲げる者とする。  
(入居の承継)
- 第11条 [条例第16条第1項](#)の規定により入居の承継の承認を得ようとする者は、[様式第10号](#)による市営住宅入居承継承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の申請に基づき入居の承継を承認したときは、[様式第11号](#)による市営住宅入居承継承認通知書により当該申請に係る者に通知するものとする。  
(利便性係数)
- 第12条 [条例第17条第2項](#)に規定する規則で定める数値は、[別表第2](#)に定めるとおりとする。  
(特公賃住宅の使用料)
- 第13条 [条例第18条第1項](#)に規定する規則で定める特公賃住宅の使用料は、[別表第1](#)に定めるとおりとする。
- 2 市長は、特公賃住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特公賃住宅の管理の開始後20年間を限度として、[前項](#)の使用料を減額することができる。  
(地域活性化住宅の使用料)
- 第13条の2 [条例第18条の2第1項](#)に規定する規則で定める地域活性化住宅の使用料は、[別表第1](#)に定めるとおりとする。  
(新規就農者住宅の使用料)
- 第13条の3 [条例第18条の3第1項](#)に規定する規則で定める新規就農者住宅の使用料は、[別表第1](#)に定めるとおりとする。  
(収入の申告等)
- 第14条 [条例第19条第1項](#)に規定する収入の申告は、[様式第12号](#)による収入申告書によるものとする。
- 2 [前項](#)の収入申告書の提出期限は、毎年度、市長が定めるものとする。
  - 3 [条例第19条第3項](#)の規定により認定した収入の額の通知は、[様式第13号](#)による収入認定及び市営住宅使用料決定通知書によるものとする。
  - 4 [条例第19条第4項](#)の規定に基づき収入の額の認定に対し意見を述べようとする入居者は、[前項](#)の収入認定及び市営住宅使用料決定通知書を受けた日の翌日から30日以内に[様式第14号](#)による収入認定異議申立書を市長に提出しなければならない。
  - 5 市長は、[条例第19条第4項](#)の規定により認定した収入の額の更正を決定したときは[様式第15号](#)による収入認定更正及び市営住宅使用料変更通知書により、更正しない旨を決定したときは[様式第16号](#)による収入認定異議申立却下通知書により、[前項](#)の収入認定異議申立書を提出した入居者に通知するものとする。  
(使用料等の減免申請等)
- 第15条 [条例第20条](#)([条例第34条第3項](#)又は[第36条第3項](#)において準用する場合を含む。)の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、[条例第22条第5項](#)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は[条例第61条第2項](#)の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、[様式第17号](#)による市営住宅使用料等減免(徴収猶予)申請書により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の申請に基づき市営住宅の使用料若しくは金銭、敷金又は駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予を決定したときは[様式第18号](#)による市営住宅使用料等減免(徴収猶予)決定通知書により、減免又は徴収の猶予をしない旨を決定したときは[様式第19号](#)による市営住宅使用料等減免(徴収猶予)申請却下通知書により、当該申請に係る者に通知するものとする。  
(納付書及び督促状)
- 第16条 [次の各号](#)に掲げる帳票の様式は、[当該各号](#)に定めるものとする。

(1) 市営住宅の使用料(条例第61条第1項の駐車場の使用料及び条例第25条第2項の規定に基づき徴収する費用(以下「共益費」という。))を含む。)の納付書 様式第20号又は様式第21号

(2) 督促状 様式第22号

(使用料の納付期限の特例)

第17条 条例第21条第2項(条例第34条第3項, 第36条第3項, 第49条又は第64条において準用する場合を含む。)の使用料の納付の期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日若しくは土曜日又は12月29日, 同月30日若しくは同月31日に該当するときは, これらの日の翌日を当該納付の期限とする。

(敷金の徴収額)

第18条 条例第22条第1項の規定により徴収する敷金の額は, 入居時における3月分の使用料に相当する額とする。  
(修繕等費用の負担等)

第18条の2 条例第24条第1項の規則で定める修繕等に要する費用は, 次に掲げる修繕等に要する費用とする。

(1) 天井仕上材, 内壁(浴室タイルを除く。), 内壁仕上材, 金属製建具(自閉式上吊戸の駆動装置を除く。), 網戸及び雨戸, 建具附属金物(鍵, 丁番, ドアチェック, 戸車等をいう。), ガラス(洗面所の鏡を含む。), 戸棚及び棚(押入棚, 台所棚等を含む。), カーテンレール, 浴槽附属設備(エプロン, ゴム栓, 鎖等をいう。), 高圧ガスホース(市の設置するものを除く。), ガス漏れ警報器, 電気調理器及びガスコンロ, 電球及びグロー球, スイッチ, コンセント等(テレビ及び電話線の差込口並びに電話線を含む。), 玄関チャイム, 給水栓(パッキンを含む。), 給排水衛生設備全般(パッキンを含む。), 便座(蓋を含む。))及び紙巻器, トイレタンク附属設備(レバー, ゴムフロート, 鎖等をいう。), 皿皿類及びトラップのわん並びに戸別アンテナ(取付金物を除く。)の修繕等

(2) 床の表面の剥がれ, 床鳴り等の修繕等

(3) 木製建具の修繕等(障子, ふすま等の張り替えを含む。)

(4) 畳の表替え等

(5) 市の設置する照明器具の修繕等(取替えを除く。)

(6) 換気扇の修繕等(清掃等を含み, 取替えを除く。)

(7) 汚水・雑排水管(共用のものを除く。)の詰まりの修繕等

(8) 洗面・手洗器トラップの詰まりの修繕等

(9) 雨水排水管(共用のものを除く。)の詰まりの修繕等

(10) 排水溝, ため升等の詰まりの修繕等又は清掃

(11) 側溝の清掃等

(12) 樹木(高木を除く。)の手入れ, 草刈り等

(13) 浄化槽の保守等

2 入居者は, 前項各号に掲げる修繕等以外の修繕等の必要が生じたとき(入居者の責めに帰すべき事由によって当該修繕等の必要が生じたときを除く。)は, 市長に当該修繕等を依頼するものとする。この場合において, 当該依頼をしないで行われた当該修繕等に要する費用は, 入居者の負担とすることがある。

3 前2項の規定にかかわらず, 入居者が退去するときに必要となる修繕等に要する費用のうち市長が別に定めるものは, 入居者の負担とする。

(共益費の徴収等)

第18条の3 共益費は, 条例第25条第1項第1号から第3号までに規定する費用のうち市営住宅の共用部分に係るもの及び共同施設の使用等に係るもの(入居者によって組織された自治会が負担するものを除く。)とする。

2 共益費の徴収については, 第17条及び条例第21条の規定を準用する。

(住宅以外の用途への併用)

第19条 条例第30条ただし書の規定による市営住宅の住宅以外の用途への併用の承認を得ようとする入居者は, 様式第24号による市営住宅用途外併用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は, 前項の申請に基づき住宅以外の用途への併用を承認したときは, 様式第25号による市営住宅用途外併用承認通知書を当該申請に係る入居者に通知するものとする。

(模様替, 増築等)

第20条 条例第31条第1項ただし書の規定による市営住宅の模様替, 増築等の承認を得ようとする入居者は, 様式第26号による市営住宅模様替等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は, 前項の申請に基づき市営住宅の模様替, 増築等を承認したときは, 様式第27号による市営住宅模様替等承認通知書を当該申請に係る入居者に通知するものとする。

(収入超過者等の認定等)

第21条 条例第32条第1項の規定による収入超過者の認定の通知は, 様式第28号による収入認定・収入超過者認定・市営住宅使用料決定通知書により, 条例第19条第3項の規定による通知と併せて行うものとする。この場合においては, 第14条第3項の規定は適用しない。

2 条例第32条第2項の規定による高額所得者の認定の通知は, 様式第29号による収入認定・高額所得者認定・市営住宅使用料決定通知書により, 条例第19条第3項の規定による通知と併せて行うものとする。この場合においては, 第14条第3項の規定は適用しない。

- 3 [条例第32条第3項](#)の規定に基づき収入超過者又は高額所得者の認定に対し意見を述べようとする入居者は、[前2項](#)の通知書を受けた日の翌日から30日以内に[様式第30号](#)による収入超過者・高額所得者認定異議申立書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、[条例第32条第3項](#)の規定により収入超過者の認定の更正を決定したときは[様式第31号](#)による収入超過者認定及び市営住宅使用料変更通知書により、高額所得者の認定の更正を決定したときは[様式第31号の2](#)による高額所得者認定及び市営住宅使用料変更通知書により、更正しない旨を決定したときは[様式第32号](#)による収入超過者・高額所得者認定異議申立却下通知書により、[前項](#)の収入超過者・高額所得者認定異議申立書を提出した入居者に通知するものとする。  
(高額所得者に対する明渡請求等)
- 第22条 [条例第35条第1項](#)の規定による高額所得者に対する明渡しの請求は、[様式第33号](#)による高額所得者明渡請求書によるものとする。ただし、[郵便法\(昭和22年法律第165号\)第48条](#)の規定による証明(以下「内容証明」という。)を必要とする場合は、この限りでない。
- 2 [条例第35条第4項](#)の規定による明渡期限の延長の申出は、[様式第34号](#)による市営住宅明渡期限延長申出書によるものとする。
- 3 市長は、[前項](#)の申出に基づき市営住宅の明渡期限の延長を決定したときは、[様式第35号](#)による市営住宅明渡期限延長決定通知書により、延長しない旨を決定したときは[様式第36号](#)による市営住宅明渡期限延長申出却下通知書により、当該申出に係る者に通知するものとする。  
(市営住宅建替事業による明渡請求等)
- 第23条 [条例第40条第1項](#)の規定による除却しようとする市営住宅の入居者に対する明渡しの請求は、[様式第37号](#)による市営住宅明渡請求書によるものとする。ただし、内容証明を必要とする場合は、この限りでない。  
(新たに整備される市営住宅への入居)
- 第24条 [条例第41条](#)の規定により新たに整備される市営住宅への入居の申出は、[様式第38号](#)による市営住宅再入居申出書を市長に提出して行うものとする。  
(市営住宅返還届)
- 第25条 [条例第44条第1項](#)の規定による市営住宅の明渡しの届出は、[様式第39号](#)による市営住宅返還届出書によるものとする。  
(市営住宅明渡請求)
- 第26条 [条例第45条第1項](#)の規定による市営住宅の明渡しの請求は、[様式第37号](#)による市営住宅明渡請求書によるものとする。ただし、内容証明を必要とする場合は、この限りでない。
- 2 [条例第45条第6項](#)の規定による通知は、[様式第40号](#)による借上市営住宅賃貸借契約終了通知書によるものとする。  
(仮住居使用者の資格)
- 第27条 [条例第45条の2](#)の規定によりコミュニティ住宅等を仮住居として使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。  
(1) 密集事業等の施行等に伴い建築物の建替え等を行う場合で、一時的に住宅に困窮することが明らかなこと。  
(2) 自己の居住のために住宅を建築する者であること。  
(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(使用許可申請及び決定)
- 第28条 [条例第45条の4第1項](#)の規定により仮住居使用の許可を受けようとする者は、[様式第40号の2](#)による仮住居使用許可申込書に、許可を受けようとする世帯全員の収入を証する書面その他の使用許可の判定に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 [条例第45条の4第2項](#)の規定による仮住居使用許可決定者への通知は、[様式第40号の3](#)による仮住居使用許可決定通知書によるものとする。  
(使用料)
- 第29条 [条例第45条の5](#)に規定する仮住居使用者の使用料の額は、法定限度額とする。  
(社会福祉事業等への市営住宅の使用等)
- 第30条 [条例第47条第1項](#)の規定による社会福祉事業等のための市営住宅の使用の許可の申請は、[様式第41号](#)による社会福祉事業等市営住宅使用許可申請書によるものとする。
- 2 [条例第47条第2項](#)の規定により使用を許可する場合の通知は[様式第42号](#)による社会福祉事業等市営住宅使用許可通知書に、使用を許可しない場合の通知は[様式第43号](#)による社会福祉事業等市営住宅使用許可申請却下通知書によるものとする。
- 3 [条例第48条第1項](#)の規定による使用料は、[公営住宅法施行令\(昭和26年政令第240号\)第2条第2項の表](#)の下欄に定める額のうち最も低い額に当該市営住宅に係る[同条第1項各号](#)の数値を乗じた額以内で市長が定める額とする。
- 4 市長は、[条例第52条](#)の規定に基づき、社会福祉法人等に対する市営住宅の使用の許可を取り消すときは、[様式第44号](#)による社会福祉事業等市営住宅使用許可取消通知書により当該社会福祉法人等に通知するものとする。  
(みなし特定公共賃貸住宅の使用料等)

第31条 市長は、[条例第53条](#)の規定により使用させる市営住宅を定めたときは、その名称、位置、使用料その他必要な事項を告示しなければならない。

(駐車場の整備等)

第32条 市営住宅の共同施設として駐車場を整備した市営住宅並びにその設置台数及び使用料は、[別表第3](#)に定めるとおりとする。

(駐車場の使用の申込み等)

第33条 [条例第58条第1項](#)の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、[様式第45号](#)による市営住宅駐車場使用申込書を市長に提出しなければならない。

2 [条例第58条第2項](#)の規定による使用決定者への通知は、[様式第46号](#)による市営住宅駐車場使用決定通知書によるものとする。

(駐車場の使用手続)

第34条 [条例第60条第1項](#)に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) [様式第47号](#)による請書

(2) [前号](#)に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、[条例第60条第3項](#)の規定により使用決定者に係る駐車場の使用の決定を取り消したときは、[様式第48号](#)による市営住宅駐車場使用決定取消通知書により、当該使用決定者に通知するものとする。

3 [条例第60条第4項](#)の規定による通知は、[様式第49号](#)による市営住宅駐車場使用許可書によるものとする。

(駐車区画の変更)

第34条の2 駐車場の使用者は、当該駐車場において使用する区画(以下「駐車区画」という。)を変更しようとするときは、[様式第49号の2](#)による市営住宅駐車場駐車区画変更承認申請書により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請に基づき駐車区画の変更を承認したときは、[様式第49号の3](#)による市営住宅駐車場駐車区画変更承認通知書により当該申請に係る使用者に通知するものとする。

(駐車場返還届)

第35条 [条例第64条](#)の規定において準用する[第44条第1項](#)の規定による駐車場の明渡しの届出は、[様式第49号の4](#)による市営住宅駐車場返還届出書によるものとする。

(駐車場の使用許可の取消し等)

第36条 [条例第63条第1項](#)の規定による駐車場の使用許可の取消しの通知及び明渡しの請求は、[様式第50号](#)による市営住宅駐車場使用許可取消通知及び明渡請求書によるものとする。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第37条 [条例第65条第1項](#)の規定による市営住宅監理員は、住宅政策課長の職にある者をもって充てるものとする。

2 [条例第65条第3項](#)の規定による市営住宅管理人は、市営住宅の入居者又は市職員のうちから市長が委嘱若しくは任命するものとする。

3 市営住宅管理人は、その職務上知り得た入居者の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

4 [条例](#)及び[前3項](#)に定めるもののほか市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(身分証明書)

第38条 [条例第66条第3項](#)の規定による身分を示す証票は、[様式第51号](#)によるものとする。

(敷地の目的外使用)

第39条 [条例第69条](#)に規定する使用の許可は、[高知市公有財産規則\(昭和41年規則第1号\)](#)に定めるところにより行うものとする。ただし、入居者の利便性の確保のため特に必要として市長が別に定める用途に使用しようとする場合については、市長が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第40条 この規則に定めるもののほか市営住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知市営住宅条例施行規則の廃止)

2 [高知市営住宅条例施行規則\(昭和36年規則第33号。以下「旧規則」という。\)](#)は、廃止する。

(経過措置)

3 [条例附則第3項](#)の規定により[高知市営住宅条例\(昭和35年条例第6号\)](#)の規定がなおその効力を有するものとされる市営住宅及び共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則(以下「新規則」という。)の規定は適用せず、[旧規則](#)の規定は、なおその効力を有する。

4 [条例附則第4項](#)の規定による使用料の決定に関し必要な手続その他の行為([次項](#)において「[条例附則第4項](#)による行為」という。)に係る新規則の規定による行為は、[前項](#)の市営住宅及び共同施設については、[同項](#)の規定にか

かわらず、平成10年3月31日以前においても、新規則の規定の例によりすることができる。

- 5 この規則の施行の日前にした条例附則第4項による行為は、新規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則(平成10年4月1日規則第23号)

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成10年6月15日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月15日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年2月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年2月15日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第61号の2)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年1月1日以後の期間に対応する延滞金の割合を表示するものから適用する。

附 則(平成11年6月10日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年8月15日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年11月15日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第52号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月15日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年10月15日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月15日規則第100号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第42号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成13年11月12日規則第97号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成13年12月1日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月1日規則第13号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による様式は、平成14年1月15日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成14年4月1日規則第56号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成14年5月1日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年11月1日規則第113号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成15年3月1日規則第16号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成15年5月1日規則第60号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成15年10月1日規則第101号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年5月24日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年5月分の駐車場の使用料から適用する。

附 則(平成16年8月1日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年1月1日規則第57号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成17年2月11日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年3月分の駐車場の使用料から適用する。

附 則(平成17年10月1日規則第124号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1(5)コミュニティ住宅の表の規定は平成17年9月1日から適用し、別表第3(3)コミュニティ住宅の表の規定は平成17年9月分の駐車場の使用料から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の規則別表第2の規定は、平成18年度分の市営住宅の使用料から適用し、平成17年度分までの市営住宅の使用料については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成18年1月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月1日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第113号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月5日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年2月11日から適用する。

附 則(平成19年4月1日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式第20号は、この規則による改正後の様式第20号にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成19年10月1日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第1号から様式第1号の3まで、様式第4号及び様式第8号の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則(平成20年1月1日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成20年4月1日規則第110号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月13日規則第142号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月23日規則第148号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日規則第5号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第57号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条の2の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第2の規定は、平成21年度分の市営住宅の使用料から適用し、平成20年度分までの市営住宅の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月13日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3(2)改良住宅の表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成22年9月1日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第15号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第20号から様式第22号までの改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則(第4条の2の改正規定(「50歳未満の者」を「昭和31年4月1日以後に生まれた者」に改める部分を除く。))による改正後の高知市営住宅条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)は、平成21年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 3 平成21年4月1日前に特公賃住宅の入居の決定を受けた者に係る所得の基準については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。  
附 則(平成23年4月1日規則第47号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成23年6月1日規則第55号の2)  
(施行期日等)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)は、平成20年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。  
附 則(平成23年10月1日規則第72号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。  
附 則(平成24年4月1日規則第57号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成25年4月1日規則第66号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成26年4月1日規則第74号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成26年10月1日規則第121号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成27年1月1日規則第11号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成27年3月1日規則第14号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成27年4月1日規則第18号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。  
附 則(平成27年9月15日規則第92号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成28年1月1日規則第20号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成28年4月1日規則第96号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成28年7月1日規則第107号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成29年4月1日規則第96号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成29年12月1日規則第134号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成30年4月1日規則第60号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成30年12月1日規則第90号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第18条の2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる修繕又は保守に要する費用について適用し、同日前に行われた修繕又は保守に要する費用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和2年7月1日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月1日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和3年4月1日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和3年5月18日規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づく駐車場の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

附 則(令和3年7月1日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月9日規則第184号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市営住宅条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(令和4年10月1日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式第6号及び様式第20号から様式第22号までの様式は、この規則による改正後の様式第6号及び様式第20号から様式第22号までの様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和5年8月24日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

(1) 公営住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数
丸池町市営住宅	高知市丸池町8番	昭和45年	簡耐2階	38
新本町東市営住宅	高知市新本町2丁目12番	昭和57年	中耐5階	60

比島町市営住宅	高知市比島町2丁目2番	平成13年	高耐10階	71
比島町北市営住宅	高知市比島町3丁目7番	昭和53年	中耐5階	30
		昭和54年	中耐4階	24
		昭和55年	中耐5階	30
小高坂三の丸市営住宅	高知市三の丸20番地	昭和46年	中耐4階	24
	高知市平和町34番地1	昭和48年	中耐4階	24
東石立町市営住宅	高知市東石立町81番地, 81番地2	昭和39年	簡耐2階	14
		昭和39年	中耐4階	16
		昭和40年	簡耐2階	12
		昭和40年	中耐4階	16
		昭和41年	中耐4階	24
		平成30年	高耐7階	70
鏡川町市営住宅	高知市鏡川町16番地	平成16年	高耐6階	32
		平成16年	中耐4階	28
新田町市営住宅	高知市新田町10番, 11番	昭和53年	中耐5階	30
		昭和54年	中耐3階	18
北百石町市営住宅	高知市百石町2丁目18番	昭和32年	中耐3階	18
百石町市営住宅	高知市百石町3丁目1番33号	平成10年	高耐10階	120
北竹島町市営住宅	高知市北竹島町29番地1	平成5年	高耐11階	92
		平成7年	高耐11階	80
六泉寺町市営住宅	高知市六泉寺町22番地	昭和41年	簡耐2階	18
		昭和42年	簡耐2階	18
		昭和42年	中耐4階	24
		昭和43年	簡耐2階	18
		昭和43年	中耐4階	24
		昭和44年	簡耐2階	34
		昭和44年	中耐4階	64
		昭和45年	簡耐2階	12
		昭和45年	中耐4階	88
		昭和46年	中耐4階	48
		昭和47年	中耐3階	18
		昭和47年	耐火2階	22
		昭和48年	耐火2階	8
		昭和48年	中耐4階	16
潮江市営住宅	高知市小石木町204番地	平成20年	中耐5階	42
三里十津南市営住宅	高知市十津5丁目2～5番, 7番	昭和46年	簡耐2階	12
		昭和47年	簡耐2階	12
		昭和47年	中耐4階	24
		昭和48年	中耐4階	24
		昭和49年	耐火2階	8
		昭和56年	中耐5階	40
		昭和57年	中耐4階	32
三里十津北市営住宅	高知市十津5丁目17番	昭和49年	中耐4階	32
		昭和51年	中耐4階	48
		昭和59年	中耐5階	40
		昭和60年	中耐5階	40
一宮サルマル市営住宅	高知市一宮西町2丁目23番	昭和56年	中耐4階	24

一宮北野西市営住宅	高知市一宮西町4丁目13番	昭和48年	簡耐2階	12
		昭和50年	簡耐2階	8
朝倉南横町市営住宅	高知市朝倉東町30番	昭和52年	中耐4階	24
		昭和53年	中耐4階	24
		昭和60年	中耐3階	18
		昭和61年	中耐3階	18
朝倉沖田市営住宅	高知市朝倉甲229番地3	昭和54年	中耐4階	24
朝倉鏡岩市営住宅	高知市朝倉己254番地	昭和54年	中耐4階	24
曙町市営住宅	高知市曙町1丁目20番, 21番, 24番	平成元年	中耐3階	28
		平成2年	中耐3階	18
		平成3年	中耐4階	24
		平成4年	中耐4階	32
朝倉市営住宅	高知市曙町1丁目30番	昭和30年	簡耐2階	16
朝倉曙町西市営住宅	高知市曙町1丁目30番	昭和36年	木造平家	2
若草町市営住宅	高知市若草町3番1号	平成11年	中耐4階	12
	高知市若草町3番2号	平成11年	中耐3階	43
若草町西市営住宅	高知市若草町12番	平成7年	高耐9階	133
朝倉海老榎市営住宅	高知市若草南町15番, 18番, 20番	昭和45年	簡耐2階	14
		昭和46年	簡耐2階	16
		昭和47年	簡耐2階	26
鴨部市営住宅	高知市鴨部1丁目13番	昭和58年	中耐5階	40
		昭和58年	高耐10階	104
鏡川市営住宅	高知市鴨部1丁目3番	昭和52年	中耐5階	70
長浜吉田市営住宅	高知市長浜82番地	昭和38年	木造平家	8
長浜馬場の西市営住宅	高知市長浜4127番地	昭和47年	簡耐2階	18
		昭和48年	簡耐2階	36
		昭和51年	中耐4階	48
長浜原沖南市営住宅	高知市長浜4250番地1	昭和52年	中耐4階	48
長浜原市営住宅	高知市長浜4361番地	昭和45年	簡耐2階	20
		昭和46年	中耐4階	24
		昭和47年	簡耐2階	8
		昭和53年	中耐4階	24
		昭和55年	中耐4階	24
長浜山根市営住宅	高知市長浜4944番地1	昭和40年	簡耐平家	6
長浜馬場の脇市営住宅	高知市長浜5641番地	昭和48年	簡耐2階	24
横浜市営住宅	高知市横浜新町1丁目302番地	昭和62年	中耐4階	48
		昭和63年	中耐4階	32
		平成元年	中耐4階	40
		平成2年	中耐4階	48
介良西部市営住宅	高知市介良丙1331番地	平成元年	耐火2階	12
		平成2年	耐火2階	14
鏡川口市営住宅	高知市鏡草峰116番地1	昭和63年	木造2階	2
鏡川口第2市営住宅	高知市鏡今井10番地	平成元年	木造2階	2
		平成2年	木造2階	2
鏡梅ノ木市営住宅	高知市鏡梅ノ木284番地イ	平成3年	木造2階	2
鏡畑川市営住宅	高知市鏡の淵261番地2	平成9年	木造2階	2
鏡中山市営住宅	高知市鏡今井38番地	平成10年	木造2階	4

土佐山平石市営住宅	高知市土佐山95番地1	昭和59年	木造2階	2
土佐山高川第1市営住宅	高知市土佐山高川1534番地	昭和59年	木造2階	2
		昭和60年	木造2階	4
土佐山西川市営住宅	高知市土佐山梶谷1569番地1	昭和62年	木造2階	2
	高知市土佐山西川735番地1	昭和63年	木造2階	2
		平成元年	木造2階	2
土佐山桑尾市営住宅	高知市土佐山桑尾1401番地	平成2年	木造2階	2
	高知市土佐山桑尾1409番地	平成3年	木造2階	2
土佐山高川第2市営住宅	高知市土佐山高川87番地1	平成4年	木造2階	2
		平成5年	木造2階	2
土佐山西部市営住宅	高知市土佐山1026番地1	平成7年	木造2階	2
		平成8年	木造2階	2
春野猫畑市営住宅	高知市春野町弘岡中169番地2, 174番地1	昭和61年	木造2階	2
春野古川第1市営住宅	高知市春野町弘岡中354番地1, 355番地, 356番地	昭和63年	木造2階	4
春野古川第2市営住宅	高知市春野町弘岡中300番地9, 300番地14, 300番地16, 300番地18	昭和62年	木造2階	8
		昭和63年	木造2階	2
春野関脇市営住宅	高知市春野町弘岡下88番地, 89番地, 163番地1	昭和54年	耐火2階	34
春野北若王子第1市営住宅	高知市春野町弘岡下96番地, 97番地1	昭和61年	木造2階	3
		昭和62年	木造2階	4
春野北若王子第2市営住宅	高知市春野町弘岡下95番地1	昭和63年	木造2階	4
春野北若王子第3市営住宅	高知市春野町弘岡下104番地1	昭和61年	木造2階	7
春野内新改市営住宅	高知市春野町秋山174番地1, 174番地5, 174番地9, 176番地	昭和61年	木造2階	6
		昭和63年	木造2階	4

(2) 改良住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数
東石立町市営住宅	高知市東石立町81番地, 81番地2	平成30年	高耐7階	42
北竹島町市営住宅	高知市北竹島町29番地1	平成5年	高耐11階	30
		平成7年	高耐11階	30
小高坂三の丸改良住宅	高知市平和町28番地12	昭和54年	中耐4階	24
		昭和57年	簡耐2階	3
小高坂三城ヶ森改良住宅	高知市宮前町129番地	昭和59年	中耐4階	10
	高知市宮前町122番地4	昭和62年	中耐4階	27
小高坂竹ノ下改良住宅	高知市宮前町139番地1	昭和58年	中耐3階	9
小高坂おくらみち改良住宅	高知市山ノ端町40番地	昭和58年	中耐4階	24
		昭和60年	中耐4階	24
小高坂苗床山改良住宅	高知市山ノ端町51番地6	昭和59年	中耐4階	32
潮江幸崎改良住宅	高知市幸崎2番地	昭和58年	中耐3階	16
潮江第二改良住宅	高知市小石木町203番地1	昭和55年	中耐4階	16
		昭和56年	中耐4階	8
大原南改良住宅	高知市小石木町209番地	昭和61年	耐火2階	8
		昭和61年	中耐3階	12
小石木改良住宅	高知市小石木町201番地1	昭和58年	中耐3階	18
	高知市小石木町213番地1	昭和58年	中耐4階	24
	高知市小石木町211番地1	昭和58年	中耐3階	18

	高知市小石木町214番地3	昭和61年	中耐3階	12
小石木西ノ丸改良住宅	高知市小石木町231番地1	昭和63年	耐火2階	3
潮江改良住宅	高知市河ノ瀬町17番地1	昭和54年	中耐4階	30
源内山北改良住宅	高知市河ノ瀬町67番地1	昭和61年	中耐4階	44
大原西改良住宅	高知市河ノ瀬町182番地1	平成2年	中耐3階	6
大原北改良住宅	高知市河ノ瀬町188番地	昭和63年	中耐4階	20
潮江第三改良住宅	高知市南河ノ瀬町16番地	昭和60年	中耐3階	33
潮江北ノ丸改良住宅	高知市南河ノ瀬町225番地1	平成元年	中耐3階	18
潮江西ノ丸改良住宅	高知市南河ノ瀬町264番地	昭和60年	中耐3階	12
一宮土東改良住宅	高知市一宮西町2丁目18番, 20番, 21番	昭和55年	簡耐2階	8
		昭和56年	簡耐2階	8
		昭和63年	耐火2階	4
一宮サルマル改良住宅	高知市一宮西町2丁目22番	昭和56年	中耐4階	16
一宮北野中央改良住宅	高知市一宮西町4丁目5番～7番	昭和61年	耐火2階	10
		昭和62年	耐火2階	5
一宮トカノ改良住宅	高知市一宮西町3丁目24番	平成2年	耐火2階	4
一宮岸ノ下改良住宅	高知市一宮西町4丁目17番, 18番	昭和62年	耐火2階	2
		昭和63年	耐火2階	4
西山中通改良住宅	高知市朝倉甲303番地	昭和59年	耐火2階	12
松田みどり改良住宅	高知市朝倉甲585番地	昭和56年	簡耐2階	20
		昭和57年	耐火2階	12
朝倉南横改良住宅	高知市朝倉東町32番	昭和50年	簡耐2階	18
	高知市朝倉東町35番, 37～39番	昭和51年	簡耐2階	19
	高知市朝倉東町28番, 32番	昭和52年	簡耐2階	10
	高知市朝倉東町26番	昭和54年	簡耐2階	8
	高知市朝倉東町19番, 20番	昭和54年	簡耐2階	6
	高知市朝倉東町12番, 17番, 21番	昭和56年	簡耐2階	7
	高知市朝倉東町17番	昭和58年	簡耐2階	3
	高知市朝倉東町13番	昭和58年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町29番	昭和58年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町13番	昭和59年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町14番	昭和59年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町18番	昭和59年	耐火2階	2
	高知市鴨部3丁目13番	昭和60年	中耐3階	9
	高知市鴨部3丁目31番	昭和60年	耐火2階	2
	高知市鴨部3丁目32番	昭和61年	耐火2階	4
	高知市朝倉東町27番	昭和62年	耐火2階	2
	高知市鴨部3丁目29番	昭和62年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町23番	昭和62年	耐火2階	8
	高知市朝倉東町12番	平成元年	耐火2階	4
	高知市鴨部3丁目29番	平成2年	耐火2階	2
	高知市朝倉東町45番	平成3年	中耐3階	6
	高知市鴨部3丁目29番	平成3年	耐火2階	4
	高知市朝倉東町29番	平成4年	耐火2階	6
高知市朝倉東町9番	平成4年	耐火2階	4	
北横改良住宅	高知市朝倉横町2番	昭和62年	耐火2階	2
	高知市朝倉横町3番	昭和62年	中耐3階	9

	高知市朝倉東町22番	平成元年	耐火2階	2
		平成2年	耐火2階	6
	高知市朝倉横町18番	平成2年	耐火2階	8
	高知市朝倉横町4番	平成3年	耐火2階	4
	高知市朝倉東町22番	平成3年	耐火2階	6
鏡岩タウンハウス	高知市朝倉己278番地1	昭和59年	耐火2階	8
鏡岩中改良住宅	高知市朝倉己278番地4	昭和61年	耐火2階	2
鏡岩改良住宅	高知市朝倉己279番地1	昭和59年	耐火2階	6
鏡岩東改良住宅	高知市朝倉己307番地5	昭和61年	耐火2階	8
ゆるぎ岩改良住宅	高知市朝倉己405番地1	昭和60年	耐火2階	6
	高知市朝倉己399番地8	昭和62年	耐火2階	6
海老川改良住宅	高知市朝倉己438番地1	昭和58年	耐火2階	8
松田福止改良住宅	高知市朝倉己1096番地1	昭和58年	中耐3階	12
海老槇改良住宅	高知市朝倉西町2丁目4番	昭和59年	耐火2階	4
	高知市若草南町24番	昭和61年	耐火2階	4
宮寺北改良住宅	高知市鴨部3丁目15番	平成元年	耐火2階	4
	高知市鴨部3丁目16番	平成元年	耐火2階	2
		平成2年	耐火2階	6
西山五反田改良住宅	高知市神田56番地	昭和55年	簡耐2階	14
		昭和56年	簡耐2階	4
		昭和57年	耐火2階	2
		昭和59年	耐火2階	4
西山中沢改良住宅	高知市神田134番地	昭和57年	耐火2階	10
		昭和59年	耐火2階	2
潮江豊田改良住宅	高知市神田2263番地	昭和60年	中耐3階	9
長浜戸の本改良住宅	高知市長浜2984番地3	昭和58年	耐火2階	78
		昭和59年	耐火2階	20
長浜石ヶ坪改良住宅	高知市長浜3371番地1	平成3年	耐火2階	24
長浜小卜子改良住宅	高知市長浜3428番地1	昭和59年	耐火2階	2
		昭和60年	耐火2階	14
	高知市長浜3418番地1	昭和63年	耐火2階	2
長浜西原改良住宅	高知市長浜3491番地3	昭和59年	耐火2階	4
		昭和60年	耐火2階	4
		平成3年	耐火2階	2
長浜青木改良住宅	高知市長浜3678番地1	昭和60年	耐火2階	30
長浜北大卜子改良住宅	高知市長浜3721番地5	昭和57年	耐火2階	8
		昭和63年	耐火2階	14
	高知市長浜3776番地1	昭和63年	耐火2階	4
長浜西ノ田改良住宅	高知市長浜3733番地3	平成3年	耐火2階	24
長浜東大卜子改良住宅	高知市長浜3800番地	昭和60年	耐火2階	12
		昭和62年	耐火2階	12
	高知市長浜3817番地1	昭和63年	耐火2階	2
長浜東原改良住宅	高知市長浜3924番地2	昭和61年	耐火2階	6
		昭和62年	耐火2階	10
	高知市長浜3389番地1	平成元年	耐火2階	4
		平成2年	耐火2階	4
長浜西宮改良住宅	高知市長浜4012番地1	昭和60年	耐火2階	12

		昭和61年	耐火2階	2
		昭和62年	耐火2階	6
	高知市長浜3994番地	昭和63年	耐火2階	6
	高知市長浜4063番地4	昭和63年	耐火2階	2
長浜西新開改良住宅	高知市長浜4172番地1	平成2年	耐火2階	2
		平成3年	耐火2階	24
長浜原沖東改良住宅	高知市長浜4258番地10	平成2年	耐火2階	4
長浜名村改良住宅	高知市長浜4390番地1	平成2年	耐火2階	2
長浜七軒家改良住宅	高知市長浜4438番地1	昭和61年	耐火2階	6
長浜東七軒家改良住宅	高知市長浜4439番地13	昭和62年	耐火2階	4
		平成3年	耐火2階	2
長浜原沖西改良住宅	高知市長浜4456番地3	昭和63年	耐火2階	4
	高知市長浜4456番地17	昭和63年	耐火2階	4
長浜原沖改良住宅	高知市長浜4456番地7	昭和54年	簡耐2階	8
	高知市長浜4456番地8	昭和54年	簡耐2階	8
	高知市長浜4456番地9	昭和54年	簡耐2階	4
	高知市長浜4456番地14	昭和54年	簡耐2階	6
	高知市長浜4258番地4	昭和54年	簡耐2階	4
長浜若宮改良住宅	高知市長浜4550番地4	平成3年	耐火2階	4
	高知市長浜4562番地1	平成3年	耐火2階	2
長浜イノハナ改良住宅	高知市長浜4594番地4	平成3年	耐火2階	2
長浜芝改良住宅	高知市長浜5201番地3	平成元年	耐火2階	6
	高知市長浜5201番地29	平成元年	耐火2階	6
	高知市長浜5215番地	平成元年	耐火2階	4
長浜米ノ内改良住宅	高知市長浜5274番地1	平成元年	耐火2階	14
	高知市長浜5271番地4	平成元年	耐火2階	4
	高知市長浜5274番地1	平成2年	耐火2階	2
	高知市長浜5271番地4	平成2年	耐火2階	2
長浜馬場東改良住宅	高知市長浜5714番地1	平成元年	耐火2階	18
長浜横田野改良住宅	高知市長浜5725番地1	平成2年	耐火2階	16
介良西部改良住宅	高知市介良丙1337番地1	昭和52年	簡耐2階	22
		昭和53年	簡耐2階	22
	高知市介良丙331番地9	昭和55年	簡耐2階	4
	高知市介良丙300番地1	昭和58年	耐火2階	8
		昭和59年	耐火2階	2
		昭和60年	耐火2階	2
		昭和61年	耐火2階	4
	高知市介良丙192番地4	昭和61年	耐火2階	2
高知市介良丙309番地2	昭和61年	耐火2階	2	
春野岡左右改良住宅	高知市春野町弘岡中57番地4～57番地23	昭和56年	耐火2階	20
春野ヨシ橋改良住宅	高知市春野町弘岡中479番地3, 479番地5	昭和59年	耐火2階	16
春野北木ノ瀬改良住宅	高知市春野町弘岡下20番地1	昭和59年	耐火2階	4
春野東木ノ瀬改良住宅	高知市春野町弘岡下120番地1, 120番地4, 120番地5, 121番地1	昭和56年	耐火2階	8
春野石丸改良住宅	高知市春野町秋山132番地1, 145番地1	平成14年	耐火平家	3
		平成14年	耐火2階	6

## (3) 単独住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数
松田市営住宅	高知市朝倉甲557番地8	平成2年	耐火2階	2

## (4) 特定公共賃貸住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数	使用料(1戸当り)
若草町西特定公共賃貸住宅	高知市若草町12番	平成7年	高耐9階	1	45,000円
鏡畑川特定公共賃貸住宅	高知市鏡的渕263番地2	平成6年	木造2階	2	30,000円
土佐山桑尾経塚特定公共賃貸住宅	高知市土佐山桑尾42番地1	平成6年	木造2階	2	30,000円
		平成7年	木造2階	2	30,000円
土佐山桑尾古味特定公共賃貸住宅	高知市土佐山桑尾1411番地1	平成11年	木造2階	2	30,000円

## (5) コミュニティ住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数
潮江第一コミュニティ住宅	高知市百石町4丁目15番4号	平成11年	耐火4階	24
潮江第二コミュニティ住宅	高知市百石町3丁目6番8号	平成13年	耐火7階	85
潮江第三コミュニティ住宅	高知市棧橋通3丁目32番26号	平成17年	耐火5階	31
昭和町コミュニティ住宅	高知市昭和町8番18号	平成11年	耐火7階	90
栄田町コミュニティ住宅	高知市栄田町1丁目5番12号	平成15年	耐火5階	44
	高知市栄田町1丁目6番20号	平成16年	耐火5階	25

## (6) 都市再生住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数
旭町2丁目コミュニティ住宅	高知市旭町2丁目8番地1	平成27年	耐火6階	59
	高知市旭町2丁目21番地2	平成29年	耐火7階	48
下島町コミュニティ住宅	高知市下島町1番地1	令和2年	耐火7階	56

## (7) 地域活性化住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数	使用料(1戸当り)
土佐山高川地域活性化住宅	高知市土佐山高川1535番地1	平成27年	木造2階	2	25,000円
土佐山桑尾経塚地域活性化住宅	高知市土佐山桑尾36番地2	平成26年	木造2階	2	25,000円
土佐山桑尾敷ケナロ地域活性化住宅	高知市土佐山桑尾1842番地2	平成27年	木造2階	6	25,000円
土佐山平石地域活性化住宅	高知市土佐山92番地1	令和3年	木造2階	6	25,000円

## (8) 新規就農者住宅

名称	位置	建設年度	構造	戸数	使用料(1戸当り)
春野関脇新規就農者住宅	高知市春野町弘岡下88番地	昭和54年	耐火2階	2	18,700円

## 別表第2

条例第17条第2項の数値(R)の算定方式

$$R=1-(R1+R2)$$

算定方式の符号

R1 立地条件に係る係数

次の算式により算定した数値。ただし、鏡村及び土佐山村の編入の日前に鏡村営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年鏡村条例第18号)の規定に基づき設置された公営住宅にあつては同算式中「0.6」とあるのは「0.41」

と、土佐山村営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年土佐山村条例第8号)の規定に基づき設置された公営住宅にあっては同算式中「0.6」とあるのは「0.423」と、春野町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年春野町条例第2号)の規定に基づき設置された公営住宅にあっては同算式中「0.6」とあるのは「0.413」と読み替えて適用するものとする。

$$R1 = (1 - 0.1) - \left( \frac{1}{10 - \frac{20}{3} \times \frac{LN}{LH}} + 0.6 \right)$$

(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

LN：市営住宅が所在する土地の1平方メートル当たりの固定資産税評価相当額

LH：高知市の土地の1平方メートル当たりの最高固定資産税評価額

R2 設備条件に係る係数

次に定める項目の各係数を合計した数(ただし、0.1を越す場合は、0.1とする。)

項目	区分	係数
浴室・浴槽の設置	どちらも有	0.00
	浴室の無	0.05
	浴槽の無	0.05
	どちらも無	0.10
トイレの水洗化	下水道	0.00
	浄化槽	0.05
	汲み取り	0.10
エレベーターの設置	設置有及び設置無2階建て以下の建物	0.00
	設置無3階建て以上の建物	0.02
集合住宅への入居	下記以外の建物	0.00
	3階建て以上の建物	0.02

別表第3

(1) 公営住宅

駐車場整備市営住宅	設置台数	使用料月額 (1区画当たり)
		円
若草町市営住宅	50	2,100
若草町西市営住宅	114	3,000
北竹島町市営住宅	170	4,000
百石町市営住宅	84	4,400
三里十津南市営住宅	167	1,700
三里十津北市営住宅	169	1,700
横浜市営住宅	193	2,000
新本町東市営住宅	48	4,000
比島町北市営住宅	73	4,000
比島町市営住宅	53	4,800
曙町市営住宅	65	3,400
鏡川市営住宅	50	3,000
一宮サルマル市営住宅	24	1,900
鏡川町市営住宅	49	4,000
朝倉鏡岩市営住宅	19	1,900
朝倉沖田市営住宅	23	1,700
鴨部市営住宅	90	3,500
新田町市営住宅	40	3,800
潮江市営住宅	35	3,500
小高坂三の丸市営住宅	40	2,100

東石立町市営住宅	100	3,900
朝倉南横町市営住宅	86	3,100

(2) 改良住宅

駐車場整備改良住宅	設置台数	使用料月額 (1区画当たり)
		円
潮江西ノ丸改良住宅	13	1,700
潮江幸崎改良住宅	16	1,400
一宮サルマル改良住宅	13	1,900
小石木改良住宅	64	1,700
潮江北ノ丸改良住宅	21	1,700
潮江改良住宅	31	1,700
潮江第二改良住宅	17	1,700
潮江第三改良住宅	24	1,700
大原南改良住宅	21	1,700
潮江豊田改良住宅	6	1,700
源内山北改良住宅	36	1,700
小高坂三の丸改良住宅	16	2,100
小高坂おくらみち改良住宅	42	2,100
小高坂苗床山改良住宅	29	2,100
小高坂竹ノ下改良住宅	5	2,100
小高坂三城ヶ森改良住宅	36	2,100
北横改良住宅	13	2,700

(3) コミュニティ住宅

駐車場整備コミュニティ住宅	設置台数	使用料月額 (1区画当たり)
		円
潮江第一コミュニティ住宅	12	4,300
潮江第二コミュニティ住宅	18	4,500
潮江第三コミュニティ住宅	17	4,500
昭和町コミュニティ住宅	31	5,200
栄田町コミュニティ住宅	37	5,500

(4) 都市再生住宅

駐車場整備都市再生住宅	設置台数	使用料月額 (1区画当たり)
		円
旭町2丁目コミュニティ住宅	34	4,100
下島町コミュニティ住宅	20	4,100



## (裏)

※ 年1月以後に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。

勤務先証明欄	氏名				氏名			
	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月
	総支払額				円			
	勤務先	所在地			勤務先	所在地		
		名称				名称		
		電話番号				電話番号		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 勤務先代表者氏名				上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 勤務先代表者氏名				

\*就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。  
\*内容確認のため勤務先に問合せをする場合があります。

備考	<p>※ 記入しないでください。</p> <p>番号法に伴う書類等チェック項目</p> <p>1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>2 提出者が申込人の場合 (1) 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (2) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>3 提出者がその他の場合 (1) 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） (2) 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (3) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>4 その他（ ）</p> <p>(収入計算欄等)</p>

申込番号		団地名		住宅号数		受付年月日		受付者印	
特 定 公 共 賃 貸 住 宅 入 居 申 込 書									
申 込 人	現住所	(電話 — )							
	ふりがな氏名								
入 居 す る 世 帯 全 員 の 状 況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号
	1	申込人	・	・				有・無	
	2		・	・	同居・別居			有・無	
	3		・	・	同居・別居			有・無	
	4		・	・	同居・別居			有・無	
	5		・	・	同居・別居			有・無	
	6		・	・	同居・別居			有・無	
備 考									
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり特定公共賃貸住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族等の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 込 人 氏 名 (署名又は記名押印)</p>									

裏面へ続く

(裏)

※ 年1月以後に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。

勤務先証明欄	氏名				氏名					
	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月		
	総支払額				円	総支払額				円
	勤務先	所在地				勤務先	所在地			
		名称					名称			
		電話番号					電話番号			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 勤務先代表者氏名					上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 勤務先代表者氏名					

\*就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。  
\*内容確認のため勤務先に問合せをする場合があります。

備考	※ 記入しないでください。
	番号法に伴う書類等チェック項目
	1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他
	2 提出者が申込人の場合 (1) 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (2) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等
	3 提出者がその他の場合 (1) 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） (2) 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (3) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等
	4 その他（  ） (収入計算欄等)

様式第1号の3

(表)

申込番号		団地名		住宅号数		受付年月日		受付者印	
地域活性化住宅入居申込書									
申込 人	現住所	(電話 ー )							
	ふりがな 氏名								
入居 する 世帯 全員 の 状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・ 別居の別	職業・勤務先	勤務先 電話番号	収入の 有・無	個人番号
	1	申込人	・ ・					有・無	
	2		・ ・		同居・別居			有・無	
	3		・ ・		同居・別居			有・無	
	4		・ ・		同居・別居			有・無	
	5		・ ・		同居・別居			有・無	
	6		・ ・		同居・別居			有・無	
備考									
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり地域活性化住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族等の固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 込 人 氏 名 (署名又は記名押印)</p>									

(裏)

備 考	<p>※ 記入しないでください。</p> <p>番号法に伴う書類等チェック項目</p> <p>1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>2 提出者が申込人の場合 (1) 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (2) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>3 提出者がその他の場合 (1) 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） (2) 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (3) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>4 その他（<span style="float: right;">）</span></p>
--------	---

申込番号		団地名		住宅号数		受付年月日		受付者印	
新規就農者住宅入居申込書									
申込 人	現住所	(電話 ー )							
	ふりがな 氏名								
入居 する 世帯 全員 の 状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・ 別居の別	職業・勤務先	勤務先 電話番号	収入の 有・無	個人番号
	1	申込人	・ ・					有・無	
	2		・ ・		同居・別居			有・無	
	3		・ ・		同居・別居			有・無	
	4		・ ・		同居・別居			有・無	
	5		・ ・		同居・別居			有・無	
	6		・ ・		同居・別居			有・無	
備考									
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり新規就農者住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、市長が別途指定する日までに必要書類等を提出することを誓約するとともに、私及び同居しようとする親族等の固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 込 人 氏 名 (署名又は記名押印)</p>									

(裏)

※ 記入しないでください。

番号法に伴う書類等チェック項目

1 提出者

- 申込人  その他

2 提出者が申込人の場合

(1) 身元確認

- 個人番号カード  
 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）  
 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書  
 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類  
 その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類

(2) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要）

- 個人番号カード  通知カード  個人番号が記載された住民票の写し等

3 提出者がその他の場合

(1) 代理権の確認

- 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合）  
 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外）

(2) 代理人の身元確認

- 個人番号カード  
 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）  
 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書  
 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類  
 その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類

(3) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要）

- 個人番号カード（写し可）  通知カード（写し可）  個人番号が記載された住民票の写し等

4 その他（

）

備

考

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

高知市長 印

市 営 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

年度第 回市営住宅入居者募集につきまして、あなたを下記住宅の入居決定者としたので、高知市営住宅条例第10条第2項の規定により通知します。

つきましては、 年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付を行ってください。期限までに手続がされない場合は、入居決定を取り消す場合があります。

記

入 居 決 定 住 宅	住 宅 第 号
使 用 料	円 (ただし 年度分)
敷 金	円

様式第2号の2

第 号  
年 月 日

様

高知市長

印

地 域 活 性 化 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

年 月の地域活性化住宅入居者募集につきまして、あなたを下記住宅の入居決定者としましたので、高知市営住宅条例第10条第2項の規定により通知します。

つきましては、年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付を行ってください。期限までに手続がされない場合は、入居決定を取り消す場合があります。

記

入 居 決 定 住 宅	地域活性化住宅 第 号
使 用 料	円 (ただし 年度分)
敷 金	円
入居期間満了日	年 月 日

様式第2号の3

第 号  
年 月 日

様

高知市長

印

新規就農者住宅入居決定通知書

年 月付けで申込みのありました新規就農者住宅への入居につきまして、あなたを下記住宅の入居決定者としたので、高知市営住宅条例第10条第2項の規定により通知します。

つきましては、年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付を行ってください。期限までに手続がされない場合は、入居決定を取り消す場合があります。

記

入 居 期 間	高知市営住宅条例第13条第4項の入居可能日から起算して1年
入 居 決 定 住 宅	新規就農者住宅 第 号
使 用 料	円 (ただし 年度分)
敷 金	円

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

借上市営住宅入居決定通知書

年度第 回市営住宅入居者募集について、選考の結果、あなたを下記市営住宅の入居決定者としましたので、高知市営住宅条例第10条第2項の規定により通知します。

つきましては、 年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付を行ってください。

期限までに手続がされない場合は、入居決定を取り消す場合があります。

また、当該市営住宅については、市が借上げをしたものであり、借上期間満了時に明け渡さなくてはなりませんので、高知市営住宅条例第10条第3項の規定により合わせて通知いたします。

記

入居決定住宅	市営住宅 第 号
所在地	高知市
使用料	円（ただし 年度分）
敷金	円
借上期間満了時	年 月 日

様式第3号の2

地域活性化住宅の入居期間に関する説明書

年 月 日

様

高知市長

印

年 月 日付けの地域活性化住宅入居決定通知書に基づき、あなたが入居することができる期間について、次のとおり説明します。

入居住宅の名称

説明事項

1 入居期間

(1) 上に記載する地域活性化住宅（以下「入居住宅」という。）に、あなたが入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、高知市営住宅条例第8条の3の規定により、\_\_\_\_\_年 月 日までとなります。

(2) 入居期間の満了により、あなたは入居者資格を満たさなくなりますので、入居期間の満了時に入居住宅を明け渡すものとします。なお、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知します。

2 入居期間の延長等

(1) あなたが入居者等の異動等により、入居期間の満了の日の時点において、高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備するときは、申請により入居期間の延長を受けられることがあります。

(2) 高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとします。

様式第3号の3

地域活性化住宅の入居期間に関する承諾書

年 月 日

(宛先) 高知市長

氏名

(署名又は記名押印)

年 月 日付けの地域活性化住宅入居決定通知書に基づき、入居することができる期間について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

入居住宅の名称

承諾事項

1 入居期間

(1) 上に記載する地域活性化住宅（以下「入居住宅」という。）に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、高知市営住宅条例第8条の3の規定により、\_\_\_\_\_年 月 日までとなること。

(2) 入居期間の満了により、入居者資格を満たさなくなるので、入居期間の満了時に入居住宅を明け渡すこと。また、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知されること。

2 入居期間の延長等

(1) 入居者等の異動等により、高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備するときは、申請により入居期間の延長を受けられることがあること。

(2) 高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとする。

様式第3号の4

第 号  
年 月 日

地域活性化住宅入居期間満了通知書

様

高知市長 印

高知市営住宅条例施行規則第7条の3の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で入居を決定した下記の住宅については、入居期間が満了しますので、当該期間が満了する日までに当該住宅を明け渡してください。

記

- 1 入居住宅の名称 \_\_\_\_\_地域活性化住宅
- 2 入居住宅の番号 第\_\_\_\_\_号
- 3 入居期間 \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで





様式第3号の6

地域活性化住宅の入居期間延長通知書

年 月 日				
様				
高知市長				
印				
対 象 住 宅	地域活性化住宅 第 号			
延長された後 の入居期間	年 月 日から 年 月 日まで			
入居世帯員の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
使 用 料				
条 件				

様式第3号の7

地域活性化住宅の入居期間延長に関する説明書

年 月 日

様

高知市長

印

年 月 日付けの地域活性化住宅の入居期間延長通知書に基づき、あなたが入居することができる期間について、次のとおり説明します。

対象住宅

説明事項

1 入居期間

- (1) 上に記載する対象住宅（以下「入居住宅」という。）に、あなたが入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、延長され、高知市営住宅条例第8条の3の規定により、\_\_\_\_\_年 月 日までとなります。
- (2) 延長された後の入居期間の満了により、あなたは入居者資格を満たさなくなりますので、入居期間の満了時に入居住宅を明け渡すものとします。なお、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知します。
- (3) 高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとします。

様式第3号の8

地域活性化住宅の入居期間延長に関する承諾書

年 月 日

(宛先) 高知市長

氏名

(署名又は記名押印)

年 月 日付けの地域活性化住宅の入居期間延長通知書に基づき、入居することができる期間の延長について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

対象住宅

説明事項

1 入居期間

- (1) 上に記載する対象住宅（以下「入居住宅」という。）に、入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、延長され、高知市営住宅条例第8条の3の規定により、\_\_\_\_\_年 月 日までとなること。
- (2) 延長された後の入居期間の満了により、入居者資格を満たさなくなるので、入居期間の満了時に入居住宅を明け渡すこと。なお、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知されること。
- (3) 高知市営住宅条例第8条の3に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとする。

様式第3号の9

新規就農者住宅の入居期間に関する説明書

年 月 日

様

高知市長

印

年 月 日付けの新規就農者住宅入居決定通知書に基づき、あなたが入居することができる期間について、次のとおり説明します。

入居住宅の名称

説明事項

1 入居期間

(1) 上に記載する新規就農者住宅（以下「入居住宅」という。）に、あなたが入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、高知市営住宅条例第13条第4項の入居可能日から起算して1年となります。

(2) 入居期間の更新はありませんので、入居期間の満了と同時に入居住宅を明け渡すものとします。なお、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知します。

2 その他

(1) 「1 入居期間」の記載事項にかかわらず、あなたが、入居期間の満了の日の時点において、高知市営住宅条例第8条の4に規定する条件を具備するときは、新たに申請していただくことにより再度入居決定することがあります。ただし、当初の入居開始の日から通算して6年を超えることはできません。

(2) 高知市営住宅条例第8条の4に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとします。

様式第3号の10

新規就農者住宅の入居期間に関する承諾書

年 月 日

(宛先) 高知市長

氏名

(署名又は記名押印)

年 月 日付けの新規就農者住宅入居決定通知書に基づき、入居することができる期間について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

入居住宅の名称

承諾事項

1 入居期間

(1) 上に記載する新規就農者住宅（以下「入居住宅」という。）に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、高知市営住宅条例第13条第4項の入居可能日から起算して1年となること。

(2) 入居期間の更新はないため、入居期間の満了と同時に入居住宅を明け渡すこと。  
なお、入居期間の満了については、当該入居期間の満了する日の6月前までに通知されること。

2 その他

(1) 「1 入居期間」の記載事項にかかわらず、入居期間の満了の日の時点において、高知市営住宅条例第8条の4に規定する条件を具備するときは、新たに申請することにより再度入居決定することがあること。ただし、当初の入居開始の日から通算して6年を超えることはできないこと。

(2) 高知市営住宅条例第8条の4に規定する条件を具備しなくなったときは、入居期間の満了に関わらず、入居住宅を明け渡すものとする。

様式第3号の11

第 号  
年 月 日

新規就農者住宅入居期間満了通知書

様

高知市長 印

高知市営住宅条例施行規則第7条の7の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で入居を決定した下記の住宅については、入居期間が満了しますので、当該期間が満了する日までに当該住宅を明け渡してください。

記

- 1 入居住宅の名称 \_\_\_\_\_ 新規就農者住宅
- 2 入居住宅の番号 第 \_\_\_\_\_ 号
- 3 入居期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

様式第4号

(表面)

年 月 日

高知市長

様

現住所

氏 名

印

( 年 月 日生)

請

書

1 住宅の内容

- (1) 住宅名及び号数
- (2) 住宅の構造及び床面積
- (3) 建具その他附属設備一式

住宅・第 号

構造・ m<sup>2</sup>

2 月額使用料

円也 (毎月末日までに当月分を納付する。)

(ただし、 年度分)

3 敷 金

円也

上記住宅への入居決定を受けましたが、入居に当たりましては、法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令並びに裏面記載の遵守事項を固く遵守することを誓い、本請書を提出します。

(裏面)

遵 守 事 項

1 使用料について

- (1) 入居可能日から明け渡した日までの間の、使用料を納付すること。
- (2) 毎月指定の期限までに、その月分の使用料を口座振込又は納入通知書で納付すること。

2 入居者及び同居親族について

- (1) 入居時に市営住宅に入居する者は、入居申込書に記載した者とする。
- (2) 入居時に同居親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受ける。
- (3) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた親族等が引き続き居住をするときは、市長の承認を受ける。
- (4) 出生、死亡、転出等により同居親族に変更があったときは、市長へ届け出ること。

3 入居者の保管義務等

- (1) 市営住宅等（共同施設、敷地等を含む。以下同じ。）の使用に当たっては、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持すること。
- (2) 市営住宅等で、犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫、鳥等の動物を飼育しないこと。
- (3) 市営住宅等の指定された場所以外の場所に自動車等を駐車、駐輪等しないこと。
- (4) 市営住宅等に保安上危険な物及び衛生上有害な物を持ち込まないこと。
- (5) 市長が指定する職員等が住宅管理上必要な範囲で行う市営住宅等の立入検査又は工事の施工を拒むことなく協力すること。
- (6) 高知市営住宅条例施行規則第18条の2の規定に基づき、入居者が負担すべき修繕等費用を負担すること。
- (7) 入居者の責めに帰すべき事由により、住宅等が滅失又は毀損したときは、原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

4 市営住宅を明け渡す場合は、当該住宅を明け渡す5日前までに届け出て、検査を受けること。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡し事由となるので、違反しないよう守ること。

- (1) 不正な行為によって市営住宅に入居したとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅等を故意に毀損したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに入居時の同居親族以外の者を同居させたとき。
- (5) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた親族等が市長の承認を得ずに引き続き居住したとき。
- (6) 入居者の保管義務等に違反したとき。
- (7) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (8) 15日以上市営住宅を使用しない場合において、その旨を届け出なかったとき。
- (9) 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡したとき。
- (10) 市長の承認を得ずに市営住宅をそれ以外の用途に使用したとき。
- (11) 市長の承認を得ずに市営住宅を無断で模様替えし、又は増築したとき。
- (12) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (13) 入居者又は同居者の氏名等の変更があり、又は同居者が死亡し、若しくは退去した場合において、その旨を届け出なかったとき。

6 「市営住宅入居のしおり」をよく読み、共同生活のルールを守り、他人に迷惑になる行為はしないこと。

7 その他、入居に際し市長が指定する職員等の指示に従うこと。

様式第4号の2

(表面)

年 月 日

高知市長

様

現住所

氏名

印

( 年 月 日生)

請 書  
(地域活性化住宅用)

1 住宅の内容

- (1) 住宅名及び号数 地域活性化住宅・第 号  
(2) 住宅の構造及び床面積 構造・ m<sup>2</sup>  
(3) 建具その他附属設備一式

2 月額使用料 円也 (毎月末日までに当月分を納付する。)  
(ただし、 年度分)

3 敷 金 円也

4 入居期間満了日 年 月 日

上記住宅への入居決定を受けましたが、入居に当たりましては、法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令並びに裏面記載の遵守事項を固く遵守することを誓い、本請書を提出します。

(裏面)

遵 守 事 項

1 使用料について

- (1) 入居可能日から明け渡した日までの間の、使用料を納付すること。
- (2) 毎月指定の期限までに、その月分の使用料を口座振込又は納入通知書で納付すること。

2 入居者及び同居親族について

- (1) 入居時に市営住宅に入居する者は、入居申込書に記載した者とする。
- (2) 入居時に同居親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受ける。
- (3) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた親族等が引き続き居住をするときは、市長の承認を受ける。
- (4) 出生、死亡、転出等により同居親族に変更があったときは、市長へ届け出ること。

3 入居者の保管義務等

- (1) 市営住宅等（共同施設、敷地等を含む。以下同じ。）の使用に当たっては、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持すること。
- (2) 市営住宅等で、犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫、鳥等の動物を飼育しないこと。
- (3) 市営住宅等の指定された場所以外の場所に自動車等を駐車、駐輪等しないこと。
- (4) 市営住宅等に保安上危険な物及び衛生上有害な物を持ち込まないこと。
- (5) 市長が指定する職員等が住宅管理上必要な範囲で行う市営住宅等の立入検査又は工事の施工を拒むことなく協力すること。
- (6) 高知市営住宅条例施行規則第18条の2の規定に基づき、入居者が負担すべき修繕等費用を負担すること。
- (7) 入居者の責めに帰すべき事由により、住宅等が滅失又は毀損したときは、原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

4 入居期間の満了時まで市営住宅を明け渡すこと。

5 市営住宅を明け渡す場合は、当該住宅を明け渡す5日前までに届け出て、検査を受けること。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡し事由となるので、違反しないよう守ること。

- (1) 不正な行為によって市営住宅に入居したとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅等を故意に毀損したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに入居時の同居親族以外の者を同居させたとき。
- (5) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた親族等が市長の承認を得ずに引き続き居住したとき。
- (6) 入居者の保管義務等に違反したとき。
- (7) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (8) 15日以上市営住宅を使用しない場合において、その旨を届け出なかったとき。
- (9) 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡したとき。
- (10) 市長の承認を得ずに市営住宅をそれ以外の用途に使用したとき。
- (11) 市長の承認を得ずに市営住宅を無断で模様替えし、又は増築したとき。
- (12) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (13) 入居者又は同居者の氏名等の変更があり、又は同居者が死亡し、若しくは退去した場合において、その旨を届け出なかったとき。

7 「市営住宅入居のしおり」をよく読み、共同生活のルールを守り、他人に迷惑になる行為はしないこと。

8 その他、入居に際し市長が指定する職員等の指示に従うこと。

様式第4号の3

(表面)

年 月 日

高知市長

様

現住所

氏 名

印

( 年 月 日生)

請 書  
(新規就農者住宅用)

1 住宅の内容

- (1) 住宅名及び号数 新規就農者住宅・第 号  
(2) 住宅の構造及び床面積 構造・ m<sup>2</sup>  
(3) 建具その他附属設備一式

2 月額使用料 円也 (毎月末日までに当月分を納付する。)  
(ただし、 年度分)

3 敷 金 円也

4 入居期間 高知市営住宅条例第13条第4項の入居可能日から起算して1年となります。

上記住宅への入居決定を受けましたが、入居に当たりましては、法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令並びに裏面記載の遵守事項を固く遵守することを誓い、本請書を提出します。

(裏面)

遵 守 事 項

1 使用料について

- (1) 入居可能日から明け渡した日までの間の、使用料を納付すること。
- (2) 毎月指定の期限までに、その月分の使用料を口座振込又は納入通知書で納付すること。

2 入居者及び同居親族について

- (1) 入居時に市営住宅に入居する者は、入居申込書に記載した者とする。
- (2) 入居時に同居親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受ける。
- (3) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた親族等が引き続き居住をするときは、市長の承認を受ける。
- (4) 出生、死亡、転出等により同居親族に変更があったときは、市長へ届け出ること。

3 入居者の保管義務等

- (1) 市営住宅等（共同施設、敷地等を含む。以下同じ。）の使用に当たっては、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持すること。
- (2) 市営住宅等で、犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫、鳥等の動物を飼育しないこと。
- (3) 市営住宅等の指定された場所以外の場所に自動車等を駐車、駐輪等しないこと。
- (4) 市営住宅等に保安上危険な物及び衛生上有害な物を持ち込まないこと。
- (5) 市長が指定する職員等が住宅管理上必要な範囲で行う市営住宅等の立入検査又は工事の施工を拒むことなく協力すること。
- (6) 高知市営住宅条例施行規則第18条の2の規定に基づき、入居者が負担すべき修繕等費用を負担すること。
- (7) 入居者の責めに帰すべき事由により、住宅等が滅失又は毀損したときは、原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

4 入居期間の満了時まで市営住宅を明け渡すこと。

5 市営住宅を明け渡す場合は、当該住宅を明け渡す5日前までに届け出て、検査を受けること。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡し事由となるので、違反しないよう守ること。

- (1) 不正な行為によって市営住宅に入居したとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅等を故意に毀損したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに入居時の同居親族以外の者を同居させたとき。
- (5) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた親族等が市長の承認を得ずに引き続き居住したとき。
- (6) 入居者の保管義務等に違反したとき。
- (7) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (8) 15日以上市営住宅を使用しない場合において、その旨を届け出なかったとき。
- (9) 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡したとき。
- (10) 市長の承認を得ずに市営住宅をそれ以外の用途に使用したとき。
- (11) 市長の承認を得ずに市営住宅を無断で模様替えし、又は増築したとき。
- (12) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (13) 入居者又は同居者の氏名等の変更があり、又は同居者が死亡し、若しくは退去した場合において、その旨を届け出なかったとき。

7 「市営住宅入居のしおり」をよく読み、共同生活のルールを守り、他人に迷惑になる行為はしないこと。

8 その他、入居に際し市長が指定する職員等の指示に従うこと。

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

市営住宅入居決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した下記市営住宅への入居決定については、高知市営住宅条例第13条第1項に規定する手続が行われなかったため、同条第3項の規定により取り消しましたので通知いたします。

記

入居決定取消住宅

住宅 第 号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

市営住宅入居可能日通知書

市営住宅の入居可能日について、高知市営住宅条例第13条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

住 宅	住宅 第 号
入 居 可 能 日	年 月 日
入 居 人 数	入居者を含め 人
指 示	1 入居可能日から20日以内に入居すること。 2 市営住宅条例及びその他の規定，市の指示を遵守すること。

様式第7号

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者氏名

(電話 ー )

市営住宅入居者等異動等届出書

入居者等の異動等があったので、下記のとおり届出します。

記

異動する者の氏名	異 動 の 内 容	生 年 月 日	入居者 と 続 柄	備 考

様式第8号

(表)

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅第 号

入居者氏名

(署名又は記名押印)

(電話 - )

## 市営住宅同居承認申請書

下記のとおり同居させたいので関係書類を添えて申請します。なお、下記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。

また、審査するために必要な住民税情報等について、調査することにも同意します。

同居が承認されたときは、高知市営住宅条例その他関係法令を守り、市の指示に従うとともに、入居者が退居するときは、入居者とともに退去させます。

## 記

入居者氏名		個人番号				
同居させようとする者の氏名	入居者と続柄	生年月日	職業又は勤務先	年間所得金額		個人番号
				給与所得	他の所得	
同居の理由						

## 添付書類

- 同居させようとする者の戸籍謄本（名義人との関係が分かるもの）
- その他市長が必要と認める書類





様式第10号

(表)

年 月 日

高知市長 様

住所

住宅第 号

申請者

氏名

(署名又は記名押印)

(電話 - )

市営住宅入居承継承認申請書

市営住宅の入居承継の承認について、下記のとおり申請します。

また、審査するために必要な住民税情報等について、調査することに同意します。

記

住	宅	住宅第 号									
現	入	居	者	氏	名	個人	番	号			
承	継	希	望	者	氏	名	個人	番	号		
					生	年	月	日	年	月	日
					現入居者との続柄						
承	継	の理由									
添	付	書	類	請書							

注 意 承継希望者が同居1年未満の場合、公営住宅法第29条第1項に規定する収入の基準を超える場合、不正行為による入居の場合、住宅使用料を3か月以上滞納している場合、市営住宅等を故意に毀損した場合、高知市営住宅条例に違反した場合等については原則として承認されません。



様式第11号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

### 市営住宅入居承継承認通知書

さきに申請のあった市営住宅の入居承継については、下記のとおり承認したので通知します。

記

団 地	棟 名	部屋番号

#### 1 入居承継の承認内容

	氏 名	生 年 月 日
旧名義人		
新名義人		

#### 2 入居承継の条件

高知市営住宅条例その他関係法令及び市の指示を遵守すること。



様式第13号

年 月 日

様

高知市長

## 収入認定及び市営住宅使用料決定通知書

年度のあなたの世帯の収入認定金額及びあなたが使用している市営住宅の使用料を下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

収入該当者氏名	入居者との続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

現年度家賃	本来家賃(A)	減免額(B)
円	円	円

家賃決定額(A-B)	適用開始年月	適用終了年月
円	年 月	年 月

上記内容に異議のある方は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に申し出てください。

様式第14号

様式第14号

収入認定異議申立書

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者氏名

(電話 — )

さきに収入認定の決定通知を受けましたが、添付しました証明書の示しますように、次のとおりですので、今一度収入の認定をお願いします。

氏 名	続柄	生年月日	同 居	扶 養	職 業	親 族	老 扶	特 扶	普 障	特 障	老 年 者	寡 婦	寡 夫	給与所得	事業所得	年金所得
異議の申立理由																

様式第15号

年 月 日

様

高知市長

## 収入認定更正及び市営住宅使用料変更通知書

年度のあなたの世帯の収入認定金額及びあなたが使用している市営住宅の使用料を下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

収入該当者氏名	入居者との続柄	所得額

所得額合計 円	控除額合計 円	認定月額 円	認定年月日 年 月 日
現年度家賃 円	本来家賃(A) 円	減免額(B) 円	
家賃決定額(A-B) 円		適用開始年月 年 月	適用終了年月 年 月

上記内容に異議のある方は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に申し出てください。

様式第16号

年 月 日

様

高知市長

通知書番号

収入認定異議申立却下通知書

先に通知しました収入認定及び市営住宅使用料決定に対する異議の申立てについて再調査しましたが、下記のとおり却下します。

記

認定年度	年度	使用料月額	円
------	----	-------	---

収入該当者	当初決定所得額	異議申立所得額	摘 要
	円	円	
計			

異議申立却下理由
----------

様式第17号

(表)

年 月 日

高知市長 様

住所

住宅第 号

申請者

氏名

(署名又は記名押印)

(電話 - )

市営住宅使用料等減免（徴収猶予）申請書

市営住宅使用料等について減免（徴収猶予）を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、審査するために必要な当世帯員全員の住民税情報等について、調査することに同意します。  
 なお、本申請の内容について変更が生じたときは速やかに届出し、市の指示に従います。

記

住宅		第 号	入 居 者 氏 名			
入居者及び同居者の収入状況	続柄	氏 名	月 収 額	勤 務 先 ( 電 話 )	個 人 番 号	摘 要
	本人					
減 免 内 容		<input type="checkbox"/> 住宅使用料 <input type="checkbox"/> 金銭 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 駐車場使用料				
減免又は徴収猶予を必要とする理由						
福祉事務所長等の意見						
調査者の意見等（※住宅政策課記入欄）						



様式第18号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

### 市営住宅使用料等減免（徴収猶予）決定通知書

さきに申請のありました市営住宅使用料の減免（徴収猶予）については、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

団 地	棟 名	部屋番号

現在の使用料の金額	円
減免後の使用料の金額	円
減免・猶予の期間	年 月から 年 月まで

#### （注意事項）

- 1 申請内容について変更が生じた場合は速やかに届け出ることとし、届出を怠った場合は本決定を取り消す場合がある。
- 2 不正行為によって本決定を受けた場合は、本決定を取り消す。

様式第19号

第 号  
年 月 日

住宅 第 号

様

高知市長

市営住宅使用料等減免（徴収猶予）申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅使用料等減免（徴収猶予）申請につきましては、下記のとおり却下したので通知します。

記

		住宅 第 号	入居者氏名	
市営住宅使用料等 減免（徴収猶予） 申請の内容		<input type="checkbox"/> 住宅使用料 <input type="checkbox"/> 金銭 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 駐車場使用料 の減免・徴収猶予		
	主な理由			

市営住宅使用料等 減免（徴収猶予） 申請却下理由	
--------------------------------	--

様式第20号

### 市営住宅使用料等 納入通知書兼領収証書

年度		通知書番号	
----	--	-------	--

月	月 額 明 細 (円)			納 期 限
	使用料			
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

▲納付場所・注意事項につきましては、別紙説明書をご覧ください。

あなたが入居している市営住宅の使用料等を本書のとおり納付書で納めてください。

1
2
3

#### 市営住宅使用料等 領収証書

年度		通知書番号	
----	--	-------	--

納付対象年月

使 用 料 等 (月 額 明 細 種)			
使 用 料		延 滞 金	
延 滞 金		合 計	

領収印は、必ずご捺印ください。  
 この領収証書は、大切に保管してください。

上記金額を領収しました。

高知市営住宅管理課 庶務係 領収日付印

領 収 日 付 印

#### 市営住宅使用料等 納付書

年度		通知書番号	
----	--	-------	--

納 付 場 所

年 度

使 用 料 等

延 滞 金

合 計

納 期 限

上記金額を領収しました。

高知市営住宅管理課 庶務係 領収日付印

領 収 日 付 印

— 高 知 市 — 2 0 2 0 1 4

#### 注 意 事 項

納期前までに納付しない場合は、督促状を発送します。

#### 延滞金の計算

延滞金の計算対象期間	延滞率	延滞金の計算対象期間	延滞率
延滞開始日から	7.75%	延滞開始日から	7.75%
上記を超過する日まで	7.75%	延滞開始日から	11.0%
上記を超過する日以後	11.0%	延滞開始日から	11.0%

延滞金起算日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該使用料等の上表の割合を乗じて計算します。  
 この場合における年当たりの割合は、暦年の日を含め期間についても365日当たりの割合です。  
 算出された額の10円未満の端数は切捨てとなります。  
 ※ 延滞金特別優待割合とは、租税特別措置法第98条第2項に規定する平均交付割合に年1.0%を加算した割合です。

#### 納 付 場 所

- 下記金融機関の国内にある本店、支店、出張所
  - ・ 四国銀行
  - ・ 高知銀行、百十四銀行、伊予銀行、阿波銀行、香川銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行
  - ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
  - ・ 四国労働金庫
  - ・ 信用組合 広島商銀
  - ・ 高知市農業協同組合
  - ・ 高知県信連
  - ・ 高知県農業協同組合
- 高知市役所 住宅政策課





様式第 24 号

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者氏名

(署名又は記名押印)

市営住宅用途外併用承認申請書

市営住宅の一部について、住宅以外の用途に併用したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、市営住宅を明け渡すとき、用途を変更する理由が消滅したとき、又は市の指示があるときは、直ちに原状に復旧することを誓約いたします。

記

住 宅	住宅 第 号
内 容 ( 規 模 等 )	
用 途 外 併 用 理 由	
団地代表者等の意見書	
添 付 書 類	1 用途変更をする部分の図面 2 その他関係書類

様式第25号

第 号  
年 月 日

住宅  
第 号  
様

高知市長

市営住宅用途外併用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一部の用途外併用承認申請については下記のとおり承認する。

記

用途外併用の理由	
用途外併用の内容	
条 件	市営住宅を明け渡すとき、用途を変更する理由が消滅したとき、又は市の指示があるときは、直ちに原状に復旧すること。

様式第 26 号

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者氏名

(署名又は記名押印)

市営住宅模様替等承認申請書

下記について、承認願いたく申請します。

記

住 宅	住宅 第 号
申請区分	<input type="checkbox"/> 工作物設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他 ( )
申請理由	
用途・構造等	
添付資料	位置図・配置図・設計図書・仕様書
自治会長等の確認	(住所) 高知市 住宅 第 号 (氏名) (署名又は記名押印)
誓約事項	1 市営住宅条例及び同施行規則並びに市の指示事項に従います。 2 市営住宅を明け渡すときは、自己の責任で原状に復します。
備考	

様式第27号

第 号  
年 月 日

住宅  
第 号  
様

高知市長

市営住宅模様替等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅模様替等承認申請につきましては、下記のとおり承認したので通知します。

記

住 宅	住宅 第 号
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 工作物設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他（ ）
申 請 の 内 容	
用 途 ・ 構 造 等	

(条件)

- 1 申請書記載のとおり施工し、防火に留意するとともに他に迷惑を及ぼさないこと。
- 2 市から撤去の指示があったときは、直ちに撤去すること。
- 3 工作物の設置及び撤去に際しては、当該住宅を毀損しないこと。
- 4 この承認による工作物は、借地借家法（平成3年法律第90号）第33条に規定する造作ではなく、本市が撤去指示したとき、又は住宅を返還するときは入居者の責任において工作物を撤去し原形に復すること。
- 5 設置に関して市に損害を与えたときは、本市が定める損害額を賠償すること。
- 6 本件に関連して発生した使用者の事故について、本市は一切の責任を負わない。
- 7 高知市営住宅条例及びその他の規則を厳守し、市の指示に従うこと。
- 8 ガス給湯器、電気温水器、太陽熱温水器等の水道関係設備を設置する際には、上下水道局への届出が必要な場合があるので、届け出ること。

様式第28号

年 月 日

様

高知市長

## 収入認定・収入超過者認定・市営住宅使用料決定通知書

高知市営住宅条例第19条第3項の規定に基づき、あなたの世帯の収入金額を下記のとおり認定します。

また、当該金額が同条例第6条第1項第2号に規定する収入基準を超過しているため、同条例第32条第1項に基づき収入超過者として認定し、その使用料を決定しましたので通知するとともに、当該住宅の明渡しに努められるよう申し添えます。

## 記

収入該当者氏名	入居者との続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日
円	円	円	年 月 日
現年度家賃	本来家賃(A)	減免額(B)	
円	円	円	
家賃決定額(A-B)	適用開始年月	適用終了年月	
円	年 月	年 月	
円	年 月	年 月	

上記内容に異議のある方は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に申し出てください。

様

高知市長

## 収入認定・高額所得者認定・市営住宅使用料決定通知書

高知市営住宅条例第19条第3項に基づき、あなたの世帯の収入金額を下記のとおり認定します。

また、当該金額が公営住宅法第29条第1項及び同法施行令第9条の規定による高額所得者に該当しているため、同条例第32条第2項の規定により高額所得者として認定し、その使用料を決定しましたので通知します。

なお、同条例第35条の規定により住宅の明渡しを請求する場合がありますので申し添えます。

## 記

収入のある者の 氏 名	続 柄	最 近 2 か 年 間 の 総 収 入	
		年 月 日からの 日までの総収入	年 月 日からの 日までの総収入
		円	円
合 計			

配偶者を除く同居者の収入は、公営住宅法施行令第9条第2項の規定により、円を超える部分が合算となります。

$\left[ \begin{array}{l} \text{所得税法第2編第2章第1節} \\ \text{から第3節までの例に準じて} \\ \text{算出した所得金額 (含上記)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{公営住宅法施} \\ \text{行令第1条第} \\ \text{3号の控除額} \end{array} \right] \times \frac{1}{12} = \text{認定額} \left[ \begin{array}{l} \text{高額所得者の} \\ \text{認定基準額} \\ \text{円} \end{array} \right]$	
年度認定月額 ( 年所得分)	円
年度認定月額 ( 年所得分)	円

年 月 日現在における入居期間 年 月 (入居年月日： 年 月 日)

年度住宅使用料 (近傍同種の住宅の使用料)	円
-----------------------	---

上記各認定について異議のある方は、この通知書を受け取った日の翌日から30日以内に高知市役所住宅政策課へ申し出てください。

様式第30号

様式第30号

収入超過者・高額所得者認定異議申立書

高知市長 様

住所

住宅 号

入居者氏名

さきに収入超過者・高額所得者認定の決定通知を受けましたが、これについて私（同居親族の収入も含めて）の収入は、添付しました証明書の示すように、次のとおりですので、今一度収入の認定をお願いします。

氏名	続柄	生年月日	同居	扶養	職業	親族	老扶	特扶	普障	特障	老年者	寡婦	寡夫	給与所得	事業所得	年金所得

異議の申立理由

様式第31号

年 月 日

様

高知市長

## 収入超過者認定及び市営住宅使用料変更通知書

高知市営住宅条例第19条第3項の規定に基づき、あなたの世帯の収入金額を下記のとおり認定します。

また、当該金額が同条例第6条第1項第2号に規定する収入基準を超過しているため、同条例第32条第1項に基づき収入超過者として認定し、その使用料を変更しましたので通知するとともに、当該住宅の明渡しに努められるよう申し添えます。

## 記

収入該当者氏名	入居者との続柄	所得額

所得額合計 円	控除額合計 円	認定月額 円	認定年月日 年 月 日
現年度家賃 円			収入超過年数 年
	家賃決定額 円	適用開始年月 年 月	適用終了年月 年 月

上記内容に異議のある方は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に申し出てください。

様式第31号の2

年 月 日

様

高知市長

## 高額所得者認定及び市営住宅使用料変更通知書

高知市営住宅条例(以下「条例」という。)第19条第3項の規定に基づき、あなたの世帯の収入金額を下記のとおり認定します。

また、当該金額が公営住宅法第29条第1項及び同法施行令第9条の規定による高額所得者に該当しているため、条例第32条第2項の規定により高額所得者として認定し、その使用料を変更しましたので通知します。

なお、条例第35条の規定により住宅の明渡しを請求する場合がありますので申し添えます。

## 記

収入該当者氏名	入居者との続柄	所得額

所得額合計 円	控除額合計 円	認定月額 円	認定年月日 年 月 日
現年度家賃 円			収入超過年数 年
	家賃決定額 円	適用開始年月 年 月	適用終了年月 年 月

上記内容に異議のある方は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に申し出てください。

様式第32号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

通知書番号

収入超過者・高額所得者認定異議申立却下通知書

収入超過者・高額所得者の認定に対する異議の申立てにつきまして、再調査の結果、下記のとおり異議申立てを却下します。

記

認定年度	年度	使用料月額	円
------	----	-------	---

収入該当者氏名	当初決定所得額	異議申立所得額	摘 要
	円	円	
計			

異議申立却下理由

様式第33号

第 号  
年 月 日

住宅  
第 号  
様

高知市長

高 額 所 得 者 明 渡 請 求 書

年 月 日付け 第 号高額所得者認定通知書で通知したとおり公  
営住宅法第29条第1項及び高知市営住宅条例第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり  
市営住宅の明渡しを請求いたします。

この請求は、住宅に困窮する低所得者に対し公営住宅の使用の機会をより多く与え、  
公営住宅法の目的を達成するため、現在入居中の高額所得者に明け渡しを求めるもので  
ありますので、この趣旨をご理解のうえご協力くださるようお願いいたします。

記

あなたが使用している市営住宅〔 住宅 第 号〕を、  
年 月 日までに明け渡してください。

なお、この期限が到来しても当該市営住宅を明け渡されない場合は、市営住宅条例第  
36条第2項の規定により、当該期限の翌日から近傍同種の住宅の使用料の2倍に相当す  
る額以下の金銭の徴収がされることとなります。

(備考)

次のいずれかに該当する場合、明渡し期限を延長することができる場合があります  
ので申し出てください。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により収入が著し  
く減少することが予想されるとき。
- (4) 前各号に準ずる特別の事情があるとき。

様式第34号

(表)

年 月 日

高知市長 様

住所

住宅第 号

申請者

氏名

(署名又は記名押印)

(電話 - )

市営住宅明渡し期限延長申出書

高額所得者認定に伴う市営住宅明渡し請求書を受領しましたが、指定の期日までに市営住宅の明渡しができませ  
るので、高知市営住宅条例第35条第4項の規定に基づき、明渡し期限の延長を下記のとおり申し出ます。

また、審査するために必要な住民税情報等について、調査することに同意します。

記

入居者氏名		個人番号	
明渡し期限延長 申出理由			
明渡し期限	年 月 日		
明渡し期限希望 延長期日	年 月 日		
添付書類			
備 考			



様式第35号

第 号  
年 月 日

第 号 住宅  
様

高知市長

市営住宅明渡期限延長決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅明渡期限延長申出につきましては、高知市営住宅条例第35条第4項の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

延長前明渡期限	年 月 日
延長後明渡期限	年 月 日
期限延長の理由	
条 件	申請内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。

様式第36号

第 号  
年 月 日

住宅  
第 号  
様

高知市長

市営住宅明渡期限延長申出却下通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅明渡期限延長申出につきまして  
は、下記により却下しましたので通知します。

つきましては、明渡期限を遵守されるようお願いいたします。

記

申 出 却 下 理 由	
明 渡 期 限	年 月 日

様式第37号

第 号  
年 月 日

住宅  
第 号  
様

高知市長

市 営 住 宅 明 渡 請 求 書

高知市営住宅条例第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

記

明 渡 対 象 住 宅	住 宅 第 号
明 渡 期 限	年 月 日
明 渡 請 求 の 理 由	
徴 収 す る 金 銭 (使用料を除く。)	

備考： 明渡期限までに当該市営住宅の明渡しがなされないときは、管轄裁判所に当該市営住宅の明渡し等に関する訴訟を提起することがあります。

様式第38号

(表)

年 月 日

高知市長 様

住所  
申出人

氏名

(署名又は記名押印)

(電話 ー )

市 営 住 宅 再 入 居 申 出 書

市営住宅建替事業の実施に伴う新たに整備される市営住宅への再入居を、高知市営住宅条例第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

また、入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族等の住民税情報等について、調査することに同意します。

記

建て替えにより除却された市営住宅			住宅 第 号			
再入居を希望する住宅			住宅			
再入居世帯氏名	氏 名	続柄	生年月日	職業又は勤務先	個人番号	備 考
		本人				
添 付 書 類	再入居に必要と市長が認める書類					



様式第39号

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者名

市 営 住 宅 返 還 届 出 書

下記により市営住宅を返還いたします。

つきましては、住宅の検査の上、引き取りくださるよう届けます。

記

返 還 理 由	
返 還 日	年 月 日
転 居 先 住 所	(電話 — )

様式第40号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

借上市営住宅賃貸借契約終了通知書

あなたが市営住宅として使用している住宅は、本市が借り上げている住宅であり、借上げの契約が下記期限をもって終了しますので、高知市営住宅条例第45条第6項の規定により、賃貸人に代わって借地借家法第34条第1項の通知をいたします。

つきましては、下記期限までに当該住宅を明け渡されるようお願いします。

記

住 宅	住宅 第 号
賃貸借契約終了期限	年 月 日

申込番号			団地名			住宅号数			受付年月日		受付者印	
仮住居使用許可申込書												
申込 人	現住所 〒					電話		-				
	フリガナ名											
入居 する 世帯 全員 の 状 況	続柄	氏名	生年月日	年齢	同居・別居 の別	勤務先	収入金額	個人番号				
	1	申込人	・	・	/	電話	-	円				
	2		・	・		同居・別居	電話	-	円			
	3		・	・	同居・別居	電話	-	円				
	4		・	・	同居・別居	電話	-	円				
	5		・	・	同居・別居	電話	-	円				
							計	円				
住居の状況		自家・借家・マンション・アパート・間借り・その他 ( )										
仮住居を必要とする理由	1	借家等が借りられない。	具体的に									
	2	条件に合う借家等がない。	具体的に									
該当する番号を○で囲み、右欄へ具体的な理由を記入してください。												
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり仮住居使用許可を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族等の住民税情報等について、調査することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p>また、仮住居使用が許可されたときは、使用に当たりまして、法令、条例、規則並びにこれに基づく指示及び命令を堅く遵守することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 込 人 氏 名 (署名又は記名押印)</p>												

(裏)

※ 年以後に就職された方のみご記入ください。

就職後の総収入額（就職した月数を記入し、その間の総収入額）を記入すること。

（所得税法による控除額を控除しない、総収入額を記入すること。）

勤務先証明欄 (内容確認のため勤務先に問合せをする場合があります。)	氏名		氏名	
	就職年月日	年 月 日 (就職月数 か月)	就職年月日	年 月 日 (就職月数 か月)
	総収入額	円	総収入額	円
	勤務先所在地		勤務先所在地	
	勤務先名		勤務先名	
	勤務先の電話番号	—	勤務先の電話番号	—
	上記のとおり相違ないことを証明いたします。  年 月 日  勤務先代表者氏名		上記のとおり相違ないことを証明いたします。  年 月 日  勤務先代表者氏名	

備考	※記入しないでください。
	番号法に伴う書類等チェック項目  1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他  2 提出者が申込人の場合 (1) 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (2) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等  3 提出者がその他の場合 (1) 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） (2) 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が認める官公署等発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 (3) 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等  4 その他（ ）

様式第40号の3

第 号  
年 月 日

様

高知市長

仮住居使用許可決定通知書

お申込みのありました仮住居使用許可申請につきまして、あなたを下記住宅の仮住居使用者としましたので、高知市営住宅条例第45条の4第2項の規定により通知します。

つきましては、下記の使用開始期限までに仮住居の使用を開始してください。使用開始期限までに使用を開始しない場合は、仮住居使用許可の決定を取り消す場合があります。

記

入居決定住宅	住宅 第 号
使 用 料	円（ただし 年度分）
敷 金	円
使用開始可能日	年 月 日
使用開始期限	年 月 日
使用終了期限	年 月 日

様式第 41 号

年 月 日

高知市長 様

住所  
 法人（団体）名  
 代表者名  
 （署名又は記名押印）

社会福祉事業等市営住宅使用許可申請書

市営住宅の使用について、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては高知市営住宅条例及び同施行規則並びに市の指示に従うことを誓約いたします。

記

住 宅	住宅 第 号		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用目的			
世 話 人	氏名		勤務先
	住所		電話
住 宅 を 使 用 す る 者	氏 名	生年月日	現 住 所 （電 話）

\*世話人も使用する場合は「住宅を使用する者」の欄に世話人も記入のこと。

様式第42号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

社会福祉事業等市営住宅使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用について、下記のとおり許可することを決定したので、高知市営住宅条例第47条第2項の規定により通知します。

記

住 宅	住宅 第 号
使用開始可能日	年 月 日
使用開始期限	年 月 日
使 用 料	円
敷 金	円
使 用 目 的	
使 用 条 件	1 高知市営住宅条例及び同施行規則並びに市の指示に従うこと。 2 使用料は使用開始可能日から徴収する。 3 使用開始期限までに市営住宅の使用を開始すること。 4 申請者、使用目的、世話人等使用許可申請に係る内容について変更があった場合は速やかに届け出ること。

様式第43号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

社会福祉事業等市営住宅使用許可申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった下記市営住宅の使用については、下記のとおり許可しないこととしたので、高知市営住宅条例第47条第2項の規定により通知します。

記

使用申請住宅	住宅 第 号
申請却下理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第44号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

## 社会福祉事業等市営住宅使用許可取消通知書

高知市営住宅条例第52条の規定により、下記のとおり市営住宅の使用許可を取り消しましたので通知します。  
明渡し期限までに市営住宅を返還してください。

## 記

当 該 住 宅	住 宅 第 号
使 用 許 可 取 消 理 由	(1) 使用許可の条件に違反したため (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるため (3) その他 ( )
明 渡 し 期 限	年 月 日

## (教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 45 号

年 月 日

高知市長 様

住 所

住 宅 第 号

氏 名

(署名又は記名押印)

市営住宅駐車場使用申込書

市営住宅駐車場の使用について下記のとおり申し込みます。

記

駐車場の名称	
使用開始希望日	年 月 日から
使用者氏名	
入居者との続柄	
添 付 資 料	・駐車場の位置図 ・使用者の運転免許証の写し ・車検証の写し

上記の申込みに当たって次の各号の条件を遵守することを誓約します。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者が自ら駐車場として使用すること。
- (2) 駐車場使用料の支払いを遅滞しないこと。
- (3) 条例第45条第1項第1号から第5号まで（不正入居・住宅使用料等滞納他）のいずれにも該当しないこと。
- (4) 駐車場で起こった事故等による紛争については、当事者間で解決を図ること。
- (5) 修繕・建替等、市の計画による事業がある場合は市の指示に従うこと。
- (6) 買替等使用車両が変わる場合は、その都度届け出ること。

様式第46号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

## 市営住宅駐車場使用決定通知書

さきに申込みのあった市営住宅駐車場の使用について、下記のとおり決定したので高知市営住宅条例第58条第2項の規定により通知します。

この通知を受けた日から10日以内に所定の手続を行ってください。

## 記

駐車場使用者	入居者との続柄
使用する区画	
登録番号	
駐車場月額使用料	円
使用許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅使用料及び駐車場使用料を滞納しないこと。</li><li>2 善良な管理者の注意をもって当該施設を使用すること。</li><li>3 当該駐車場を駐車場以外の用に供しないこと。</li><li>4 当該駐車場の原状を変更し、又は工作物を設けないこと。</li><li>5 当該駐車場を第三者に使用させ、又は転貸しないこと。</li><li>6 使用許可が取り消された場合は、市長の指定する期日までに返還すること。</li><li>7 使用者の責めに帰すべき事由により当該駐車場を滅失又はき損し、その他市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。</li><li>8 使用期間中に発生した事故等について、高知市は一切の責任を負わない。</li><li>9 その他市長等が指示する事項を遵守すること。</li></ol>

様式第47号

年 月 日

高知市長 様

住 所  
住宅 第 号  
氏 名 印  
(電話 ー )

請 書 (市 営 住 宅 駐 車 場)

市営住宅駐車場の使用に当たっては、法令、条例、規則及びこれに基づく指示、命令を遵守することを誓約いたします。

記

駐車場の名称	住宅駐車場 (区画No. )
入居者氏名	
使用者氏名	
車 両 番 号	

様式第48号

第 号  
年 月 日

様

高知市長

市営住宅駐車場使用決定取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した下記市営住宅駐車場の使用決定については、高知市営住宅条例第60条第1項に規定する手続が行われなかったため、同条第3項により取り消しましたので通知いたします。

記

・市営住宅駐車場名 住宅駐車場（区画No. ）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第49号

年 月 日

様

高知市長

### 市営住宅駐車場使用許可書

市営住宅駐車場の使用について、高知市営住宅条例第60条第4項の規定により、下記のとおり使用許可及び使用開始可能日を通知します。

なお、使用に当たっては高知市営住宅条例その他関係法令及び市の指示を遵守してください。

#### 記

使用開始可能日	
使用決定駐車場	
使用者氏名	
車両番号	

#### (注意事項)

- ・駐車場の使用の開始は、使用開始可能日から20日以内に必ず行うこと。
- ・20日以内に使用開始がない場合は、使用決定の取消しを行う場合がある。
- ・20日以内に使用できない特別の理由のある場合は、市の承認を得ること。

様式第49号の2

年 月 日

高知市長 様

住 所

住 宅 第 号

氏 名

印

(電話 ー )

市 営 住 宅 駐 車 場 駐 車 区 画 変 更 承 認 申 請 書

市営住宅駐車場の使用について、下記のとおり駐車区画の変更を申請します。また、使用に当たっては、法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令を遵守することを誓約します。

記

駐車場の名称			
変更の内容	(区画No. ) から (区画No. ) へ変更		
使用開始希望日			
使用者氏名		入居者との続柄	
車両番号			
添付書類	・使用者の運転免許証の写し ・その他市長が必要と認める書類		

様式第49号の3

第 号  
年 月 日

様

高知市長

市営住宅駐車場駐車区画変更承認通知書

先に申請のあった市営住宅駐車場の駐車区画の変更について、下記のとおり承認したので通知します。なお、使用に当たっては引き続き法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令を遵守してください。

記

変更後の駐車区画	
使用開始可能日	
使用者氏名	
車両番号	

(注意事項)

使用開始可能日以後は、変更後の駐車区画に駐車すること。

様式第49号の4

年 月 日

高知市長 様

住 所

住宅 第 号

入居者名

市 営 住 宅 駐 車 場 返 還 届 出 書

下記により市営住宅駐車を返還いたします。

つきましては、駐車場の検査の上、引き取りくださるよう届けます。

記

返 還 日	年 月 日
返 還 する 駐 車 場	市営住宅駐車場（区画No.       ）
使 用 者 氏 名	
車 両 番 号	
返 還 理 由	

様式第50号

第 号  
年 月 日

住宅 第 号  
様

高知市長

市営住宅駐車場使用許可取消通知及び明渡請求書

市営住宅駐車場の使用許可を下記のとおり取り消したので、明渡期限までに当該駐車場を明け渡されるよう、高知市営住宅条例第63条の規定により通知します。

記

使用許可取消駐車場	住宅駐車場（区画No.       ）
使用許可取消理由	
明 渡 期 限	年 月 日
徴 収 す る 金 銭	
備 考	明渡期限までに当該駐車場を明け渡さない場合は、毎月近傍同種の駐車場の使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収する場合等がありますので、期限までに必ず明渡してください。

